

# 近代地方都市における行財政と地域住民組織の展開

— 栃木県鹿沼町 町村制施行前後から昭和戦前期まで —

松田 隆行

## はじめに

本稿の課題は近代地方都市の展開について、町村制によって成立した町と、その下に位置する地域住民組織としての町の展開という二つの側面から説明することにある。分析の対象とする地域は栃木県鹿沼町である。

鹿沼町は、明治三二年（一八八九）に鹿沼宿・西鹿沼村・花岡村・下府所村の一宿三ヶ村が合併して成立した。この一町三ヶ村は鹿沼町の下では、それぞれ大字鹿沼・大字西鹿沼・大字花岡・大字下府所として存在したが、元は鹿沼宿であった大字鹿沼の中の町々（天神町・戸張町・御成橋町など）は町ごとのまとまりを維持した形で存続した。つまり元の三ヶ村であった三つの大字と元の鹿沼宿であった大字鹿沼の町々は地域住民組織として存続したのである。このことは鹿沼町の地域住民は地域住民組織である大字・町々の構成員として存在していたことを意味する。それゆえ鹿沼町の地域社会を考察するにあたっては、地域住民にとって地域住民組織の存在はどのような意味を持っていたのかということが、先ず問題となる。具体的には地域社会における住民生活のあり方と地域住民組織の構造・機能との関連の解明が必要となる。次に問題となるのは、町村制の規定に基づいて成立した近代町村である鹿沼町と地域住民組織である大字・町々とはどのような関係にあるのかということである。この点に関しては近代町村としての鹿沼町の機能である行政の展開について、地域社会における住民生活のあり方や地域住民組織の構造・機能との関連で検討がなされなければならない。さらに行政の展開に直接的に関係する財政についても検討が必要となってくる。以上のようにみると、近代地方都市の展開を検討する際

には、地域住民組織である町と町村制によって成立した町との二つの展開を統一的にとらえる必要があり、また、その際には地域住民組織の構造・機能と近代町村としての町の行財政の検討が不可欠であることが明らかになるであろう。本稿の課題設定は以上の理由によるものであり、具体的には鹿沼町行財政の展開と地域住民組織としての町々の構造・機能を検討の軸として論を進めていくことにしたい（一）。

本論に入るに先だって近代の鹿沼宿・鹿沼町を明らかにし得る史料はどのようなものがあるのかについて述べておきたい。幕末維新时期と町村制施行以前における鹿沼宿については、残存する史料は必ずしも多くはない。具体的な史料としては、鹿沼宿・鹿沼町に存在した諸家に所蔵されている史料（諸家文書）や鹿沼宿・鹿沼町の各町すなわち天神町・戸張町・御成橋町などといった地域住民組織としての各町の史料（自治会文書）が先ずあげられる。諸家文書からは各家の経営を明らかにし得る場合もあり、その家に町役場吏員や町会議員の経験者などが存在すれば政治・行政史料が所蔵されている場合もある。次に鹿沼宿や鹿沼町の動向を全体としてとらえようとした場合には、『下野新聞』の記事や『栃木県統計書』、『上都賀郡統計書』の統計データといった新聞史料や統計史料が有効となる。諸家文書はその家に関する史料が、自治会文書はその町に関する史料が大部分を占め、宿・町全体に関するものは少ない場合が多い。その意味で鹿沼宿・鹿沼町に関する新聞記事や宿・町に関する統計データは有効性を持つわけである。もちろん新聞を史料として扱う場合には、その新聞の政治的立場といったことを考慮した「史料批判」が必要となることはいうまでもない。そうした点に注

意すれば、政治・行政に関する新聞記事は行政史料からは直接的には分からない情報を提供するものとして利用し得るものといえよう。鹿沼宿が鹿沼町となつて鹿沼町町会が開始されると、その議事録である「町会議事録」が作成され、さらに町会に各年度の町行政を報告する際の議会資料である「事務報告書」と町財政の決算書である「歳入歳出決算書」が作成されるようになる。これらの町行政史料は近代の鹿沼町を町財政の側面から明らかにし得るものである。この他に鹿沼町に存在した製麻会社の営業報告書などの企業史料や、各学校や寺社に所蔵されている史料などをあげることができ

る。いうまでもなく、これらの史料はいずれも鹿沼宿・鹿沼町のある一側面を表しているに過ぎない。それゆえ、近代の鹿沼宿・鹿沼町を明らかにしようとする場合、これらの史料をいかに組み合わせ、歴史像を構成していくかということが課題となる。具体的には、それぞれの史料について考察した上で相互の連関を検討していく作業が必要である。そこで本稿では、地域住民組織の史料や鹿沼町の町行政史料についての筆者の検討をふまえて、新聞史料である「下野新聞」を主な検討の素材とすることにした。地域住民組織の構造・機能や近代町村の町財政の展開に注目しつつ、地域住民組織としての各町と鹿沼宿・鹿沼町の展開について、町村制施行前後から昭和戦前期（本稿では日中戦争以前）までを概観することを試みてみた（一）。

## 一 明治期の鹿沼宿と鹿沼町の成立

### (一) 近世の鹿沼宿

ここでは近世の鹿沼宿について先ず概観しておくことにしたい。鹿沼宿は日光街道に位置する宿場町であった。江戸幕府は万治二年（一六五九）に道中奉行を設置し、東海道・甲州・中山・日光・奥羽の五街道を指定して幕府の直轄管理とした。日本橋と日光を結ぶ日光街道は本街道・御成道・壬生通りからなっており、鹿沼宿は壬

生通りに位置していた。壬生通りは本街道の小山宿を過ぎて、飯塚・壬生・楡木・奈佐原・鹿沼・文挾・板橋の諸宿を経て今市で本街道と合流するというものである。また、準街道の扱いを受けた例幣使街道が中山道倉賀野宿で分岐して日光と結びつけられていた。この街道は楡木宿で壬生通りと接続していたため、鹿沼宿は例幣使街道にも位置していた。このように日光街道壬生通りと例幣使街道が楡木宿で合流して鹿沼宿を通つて日光へと至つていたのである。

宿の町並みは一本の通りに家並みが左右両側に並ぶのが通常のあり方であったが、鹿沼宿はそうではなかった。鹿沼宿においては二本の通りに沿つて二つの町が南北に並列して存在し、西側を内町、東側を田町と称した。通りの名称もそれに対応して内町通り、田町通りと呼ばれた。内町通りと田町通りの中央には宿場用水が流れており、この用水は地域住民の生活用水としての役割を果たしていた。鹿沼宿は道中奉行の支配関係においては鹿沼宿として扱われたが、領主支配の関係では押原村として扱われた。押原村は押原東町と押原西町に分かれていた。押原東町の町域は内町・田町それぞれの東側と木戸外の南側の鳥居跡付近であり、押原西町の町域は内町・田町それぞれの西側と木戸外の北側の御成橋付近である。すなわち、二つの通りを境界として内町と田町が東西に分かれ、東内町・東田町からなる押原東町と西内町・西田町からなる押原西町となつていたわけである。

東内町・東田町・西内町・西田町の四つの町には宿役人として名主が一名ずつ計四人置かれていた。名主の他には年寄・組頭などの宿役人が置かれて町の運営にあつてた。道中奉行の支配関係についてみてみると、鹿沼宿は日光街道の宿駅として人馬二五人・二五正の御定人馬を常置するものとされていた。そのため東内町・東田町・西内町・西田町の四つの町には問屋が一つずつ計四つ置かれていた。東内町・東田町・西内町・西田町の四つの町の中には、天神町・久保町・上横町などといった町々があり、各町には町の代表としての惣代が存在した。さらに各町には月番が置かれており、宿

入用の徴収・納入や人足の割当てなどをその職務としていた。すなわち、これらの宿入用の徴収・納入や人足の割当てなどは各町を単位としていたのである。また、各町は自らの町の鎮守である神社の祭礼を執行する主体でもあった。これらの点は注目すべきことといえる。というのは、明治期以降になっても鹿沼宿の町々は町ごとのまとまりを維持して存在し続けたからである。つまり、これらの惣代・月番といった役職は明治期以降も各町に存続するとともに、近世に引き続き各町は神社祭礼の執行主体として機能した。これらのことは近世鹿沼宿の町々と明治期以降の町々との連続性を示す事象といえよう。

## (二) 明治期の鹿沼宿

明治期の鹿沼宿は、明治二年（一八六九）に宇都宮藩知事の管轄となり、明治四年（一八七一）の廃藩置県によって栃木県の管轄となった。明治六年（一八七三）の大区小区制によって鹿沼宿は西鹿沼村・花岡村・村井村を合わせて第二大区四小区として戸長が置かれた。明治九年（一八七六）の大区小区改正にもない、第一大区十小区となり、小区ごとに正副戸長が置かれ、町村ごとに戸長が置かれたが、明治十一年（一八七八）の地方三新法の公布にもなつて大区小区は廃止された。明治十六年（一八八三）には鹿沼宿は西鹿沼村・下府所村と連合して鹿沼宿外二ヶ村で戸長役場を設置した。そして明治二十二年の町村制施行によって鹿沼宿は西鹿沼村・下府所村・花岡村と合併して鹿沼町となったのである。

明治期の鹿沼宿について、先ず宿の中の町々の構造から検討していこう。当時の鹿沼宿の中の各町では、町内の役員にあたる人を選出して町を運営していく動きが出てくるのが注目される。戸張町自治会所蔵の史料である明治十六年（一八八三）の「戸張町惣代撰挙投票委任書」・「戸張町被撰者任誓書」からは、町内に関する諸事項について協議する役目を担う一五名の惣代が選出されていることがわかる。この戸張町のように鹿沼宿の町々は明治期以降も町と

してのまとまりを維持して存続したのである。さらに宿の中の各町では、後述することく、やがて町の規約が定められるようになる。その意味で、この戸張町の事例は地域住民組織としての町の端緒形態とみることができるとであろう。

次に鹿沼宿の町々における住民生活と地域住民組織としての町々の機能との関係をみておきたい。鹿沼宿の中央に位置する天神町自治会所蔵の史料である明治十五年（一八八二）の「虎刺拉病看護約定書」は、コレラへの町としての対応を取り決めたものである。このように衛生については町としての対応がとられているのである。消防についても、銀座町内会所蔵の史料である明治十一年の「消防入用判取帳」（上横町）をみると町内で消防入用が徴収されて町として消防を行っていることがわかる。このように衛生と消防については鹿沼宿の各町において町としての対応がとられていた。それは前述した鹿沼宿の構造と関連がある。衛生については、鹿沼町においては内町通りと田町通りを用水が流れており、それが生活用水としての役割を果していたわけであるが、それは一たび伝染病が発生すれば、その感染経路となるおそれがある。また、消防については、通りに沿って接近・密集して建ち並んだ建物で火災が発生すれば、たちまち燃え広がって被害は大きくならざるを得ない。その意味で衛生と消防は住民生活における共通した課題であるとともに、個人への対応を以てしては限界がある。そのため、鹿沼宿の各町において町としての対応がとられているのである。つまり、こうした鹿沼宿の衛生と消防のあり方の中に、鹿沼宿の町々における住民生活と地域住民組織の機能との関係をみてとることができるのである。

さらに町々の機能について注目すべきは、神社祭礼の執行主体としての側面である。近世において各町が自らの町の鎮守である神社の祭礼を執行する主体であったことは前述したが、各町は自らの町の今宮神社の祭礼を分担して宿全体で執行していたのである。今宮神社祭礼の執行に際しては、祭礼の内容や各町の役割・費用負担な

表1 鹿沼宿の戸口  
(1872~1888年)

年次	世帯数	人口
明治5(1872)	1376	5700
明治13(1880)	1315	5756
明治19(1886)	1365	7022
明治20(1887)	1145	7384
明治21(1888)	1173	7580

出典 『鹿沼市史 後編』409頁 『鹿沼の人口』  
『栃木県治要』、『栃木県統計書』

どについて町々が宿全体として議定するようになり、それが史料として残っている。早くは久保町自治会所蔵の史料である明治十一年(一八七八)七月の「神輿渡御仮規定」があり、さらに天神町自治会所蔵の史料である明治二十年(一八八七)七月の「今宮神社祭典各町割当調書」や明治二十一年(一八八八)九月の「今宮御祭典議定書写」になると、各町の祭礼における役割や費用負担の金額が決められて記載されるようになる。このように鹿沼宿における神社祭礼は各町の神社と鹿沼宿の鎮守としての今宮神社の祭礼という二重構造をなしていたのである。その意味で今宮神社の祭礼の存在は、町々を鹿沼宿として結びつける紐帯としての役割を持っており、鹿沼宿が鹿沼町となつて以降も同様の役割を果たしていたといえよう。

以上でみてきたような町々のあり方の中に、近世の鹿沼宿以来の各町の存続と近代の鹿沼宿における地域住民組織としての各町の展開をみてとることができる。それでは次に、鹿沼宿が鹿沼町へと移行する過程について検討することにした。

### (三) 鹿沼町の成立

先ず、鹿沼宿が鹿沼町へと移行する段階における人口動態についてみておきたい。この段階においては人口が増加する傾向にあった。

表1は明治五年から二十一年までの鹿沼宿の戸口を示したものである。明治一三年から一九年の間のデータはないが、少なくとも一九年以前の段階で人口の増加が既に始まっていたことがうかがえる。このことに関連して、一九年の二年前の明治一七年(一八八四)に、内町通りの中央に流れていた宿場用水が道の両側に分けられて側溝となつたことが注目される。『下野新聞』には次のような

記事が掲載されている(3)。

上都賀郡鹿沼宿の道路は中央に一川流ありて両側を通行せしか、今度之を埋め立て一直線の道路に改み川流は各家の軒下に通せしめらる、とか(後略)

このことは、おそらく人口増加にもなう通行量の増加によって、中央に用水が流れていることが交通上に不便をきたすこととなつたために側溝化されたものと考えられる。

明治一七年以降の鹿沼宿は、松方デフレの影響を受けて不景気となつた。『下野新聞』には次のような記事が続く(4)。

本宿現時の商況たる去る明治十三四年物価騰貴の極度より現今まで漸次諸品の価格低落を来し、従つて金融不通なるハ頃年に比する能はず。其品類により騰貴の際より価格五分の一に降るあり、或ハ三分の一なるものあり、或ハ半額(是等の品数寡少也)なるあり、其景況を概観すれば販売者ありて購求者なきの如し。爾来長く斯の景況を維持するならば終に尚一層の不景気を来すべしと商賈之を憂慮するもの多し。

当宿目今の景況は駅内道路改修に際し各估店舗を閉し日々修繕方に従事し殆と商法を休め居る者の如くなれば従て金融も壅塞せり。定も職工の如きは少しく景気を来せしと雖も従来閑稼の余響ありを以て敢て満足するなきが如く実に不景気の極と云ふべし。

各地の惨状ハ今更いふべくものあらねと他に比すれば鹿沼宿の如きハ大いに困難の状薄きが如しといへとも苦境に沈むもの又決して少なからず。貸座敷ハ六軒あり娼妓ハ三十人なれとも寂寥として遊客なし。芸妓ハヤ、之に反して景気好きもの、如く今現に八名あり。○諸賦課金の如きも差支えを生じ公売処分には違ふが如きものあるなし。(中略)○最早製茶の期近きにあれど本年ハ嚴寒に犯されしものか数年培養せし茶樹も十が八九ハ

表2 鹿沼町の戸口  
(1889～1947年)

年次	世帯数	人口
明治22(1889)	1645	9086
明治23(1890)	1598	9562
明治24(1891)	1641	9777
明治25(1892)	1685	10079
明治26(1893)	1741	10501
明治27(1894)	1840	10829
明治28(1895)	1906	11396
明治29(1896)	2012	11809
明治31(1898)	2163	12424
明治32(1899)	3611	12761
明治33(1900)	2284	14436
明治34(1901)	2393	13729
明治36(1903)	2362	13827
明治44(1911)	2535	13352
大正1(1912)	2514	13571
大正2(1913)	2548	14716
大正3(1914)	2577	15142
大正4(1915)	2718	15897
大正5(1916)	2833	16336
大正6(1917)	2889	16590
大正7(1918)	3166	16866
大正8(1919)	3185	17299
大正9(1920)	3605	18096
大正14(1925)	4238	20452
昭和5(1930)	4477	21969
昭和10(1935)	4603	22797
昭和15(1940)	4757	23781
昭和22(1947)	6370	32037

出典 『鹿沼市史 後編』409頁「鹿沼の人口」  
『栃木県統計書』  
『鹿沼市史 後編』折り込みの表「人口の推移」

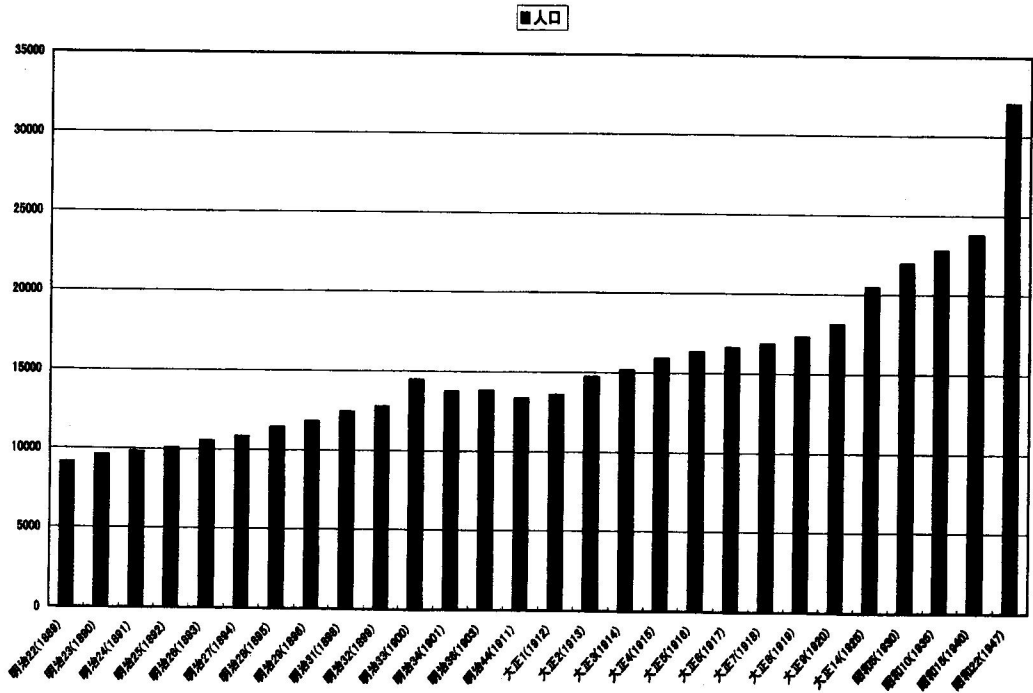
枯落して大いに製造高を減するならんと茶業組合の人々が心痛し居るといふ。(後略)

こうした不景気を経て、前述したごとく鹿沼宿の人口は明治一九年頃を画期として増加していく。「下野新聞」には次のような記事が掲載されている(5)。

上都賀郡鹿沼宿ハ県内にてハ不景気中の上景気なる事ハ本紙の曾て報せし所なるが、同宿ハ人戸陸続として増殖し此分にてハ向ふ一兩年中よほど増加するならんと聞けり

このように「下野新聞」は鹿沼宿の戸口の増加を伝えている。この記事を表1と対照してみると、一九年の段階では人口が増加しており、それ以降も人口は増加を続けて明治二一年には七五八〇人になっており、記事を裏付ける形となっている。このように鹿沼宿は鹿沼町へと移行する段階では人口が増加する傾向にあったのである。

鹿沼町の人口



明治二二年（一八八九）に鹿沼宿は、西鹿沼村・花岡村・下府所村と合併して鹿沼町となる。その当時の鹿沼の状況については『下野新聞』に次のような記事が掲載されている（6）。

（前略）当地商業上の競争中々烈しく先づ其一二を挙げれば、つい此頃までは呉服太物店には井桁屋・鈴木の両店なりしが現今は類業十余店何れも競争中なり、次に三月節句の雑店は丸一・伊勢義に限りしものが本年は増して十三店、猶次にガラ見世も僅に一二店に限りしものが近年段々菓子屋がバけ出し現今八店に及へり、猶又次に洋物店には小西と米長両店なりしが当今はチヨコチヨコ小店が十六店何れも挙つて競争中なり、次に床屋の競争、次に煙草屋・本屋の競争あり、次に新聞屋は旧来柴田の一家なりしが是又近来類業發生目下競争中なり（後略）

当時の鹿沼町では同じ業種の店が増加して、商業上の競争が激しくなったことが記されている。このことは先にみた人口の増加と関係があり、それにもなつて商店も増えてきたものと考えられる。鹿沼の商店の数について、『栃木県統計書』を検討してみると、明治二〇年を画期として商店が急激に増加していることがわかる。すなわち、前述のごとく明治一九年が人口増加の画期、その翌年である二〇年は商店の増加の画期であることを考えると、鹿沼宿の人口と商店が増加していく過程において鹿沼町は成立したのである。表2はその後の鹿沼町の世帯数と人口の推移を示したものであり、グラフ「鹿沼町の人口」は表2の人口の推移の部分グラフ化したものである。

鹿沼宿の中にあつた町々は、鹿沼宿が鹿沼町になつて以降も地域住民組織として存在し続けた。町の役員が選出され、後になると町の規約が定められるようになる。御成橋町の自治会文書である『万年帳』によつて、明治二二年（一八八九）七月の御成橋町の町役員の構成をみてみると、先ず、町内人民惣代（三名、うち一名は年替り）が記されている。次に町内若者惣代（二〇名）の人名が記され

ているが、その内訳は若者惣代中正世話役（一名）・若者惣代中副世話役（一名）・その他の若者惣代（八名）となつている。これら若者惣代などの役員については、明治二二年七月二三日に「丁内大の彦平宅へ集會シ、一同承諾ノ上、投票多数ニ決シ確定候事」とあり、町内若衆（二〇名）の署名がなされている。さらに町内組惣代（二二名）があり、この段階では御成橋町は一二の組に分かれていたことがわかる。御成橋町では明治二四年（一八九二）三月二日の「議會」において「日差ノ件」について次のように議決している。

#### 日差ノ件

惣組滞無之ニ付、若シ今後ニ至リ滞リ有之候組合ニ於テハ、右金円取調ノ際、其組総代ニテ即時立替調達可致候事

御成橋町のような地域住民組織としての町々においては、各戸で毎日決められた額を積み立てることになっており、それを「日差」と称した。この日差は集金されて町の収入として予算に計上され、衛生など町の事務を執行する費用となつたのであつた。

## 二 明治期における鹿沼町と地域住民組織の展開

ここでは町村制施行以降の明治期における鹿沼町と地域住民組織としての町々の展開について検討することにした。

### （一）鹿沼町行政の展開

先ず、鹿沼町行政の展開からみていくことにする。明治期の町会の審議や事務の取扱件数において大きな比重を占めていたのが、学事すなわち教育に関する行政であつた。鹿沼町の町立小学校は、明治二五年（一八九二）に尋常科と高等科が併置されて鹿沼尋常高等小学校と改称された。そのため生徒数に比して校舎と敷地が狭くなり、教育上も支障をきたしてしまふ。そのため、明治二六年には町会で学校改築の建議が提出されて、学校校舎の建築（改築・増築）と敷地拡張についての議論が開始された。そして明治二八年には校

舎増築と敷地拡張が、明治二十九年には校舎増築が実施された。その後も人口の増加と就学率の上昇とともに、校舎と敷地が狭くなるという状況が再び発生した。明治三二年から再び町会で学校増築が議論されるようになり、明治三七年に敷地拡張と校舎新築が実施された。その後も生徒数の増加は続き、さらに明治四〇年に義務教育年限が六年に延長されたこともあって、明治四二年には町会で学校建費が議論され始め、明治四四年には校舎新築が実施された。

衛生行政も町行政の中心事項として重要な意味を持っていた。その主な内容は伝染病対策（予防と治療）であり、その遂行主体は地域住民組織としての各町が単独で構成する衛生組合であった。前述したごとく、鹿沼町においては通水を用水が流れており、それが伝染病の感染経路となる可能性があった。上流の菊沢村玉田で赤痢患者が発生した際には、その感染を防ぐために用水の使用を禁止する通達を鹿沼町は出している。衛生行政に関しては、鹿沼町の住民生活に大きく関係する問題が存在する。それは塵芥汚物処理問題つまりゴミ処理問題である。明治三八年（一九〇五年）に鹿沼町衛生組合は、塵芥汚物掃除費補助を鹿沼町へ出願している。塵芥汚物処理について衛生組合では焼棄場を設置して万全を期すこと計画したが、その費用を負担することができないために町費の補助を出願したのであった。翌三九年にも再び鹿沼町衛生組合は塵芥汚物掃除費補助を鹿沼町へ出願している。こうした背景には、後述するごとく、衛生組合の処理能力を超えるほどの塵芥汚物の増加があったのである。

消防行政も衛生行政と同様に重要な意味を持っていた。前述したごとく、通りに接近・密集して建ち並んだ建物で火災が発生すれば、たちまち燃え広がって被害は大きくなるからである。防火・消火の役割を担うのは消防組であった。消防組は地域住民組織としての各町が単独あるいは複数組み合わせられて構成された。やがて消防組の経費は増加し、町から費用の補助が出されるようになり、明治三九年（一九〇六）には消防組経費を全額町費で支弁することが町会で

議決されるに至る。

以上のようにみてくると、鹿沼町行政の主要なものは教育・衛生・消防の三つであり、その中でも教育行政が特に大きな比重を占めていたことがわかる。そして、地域住民組織である町々の機能と近代町村としての鹿沼町の機能である行政は、ともに地域社会の展開過程における住民生活上の必要性と密接に関わるものであることが明らかになる。その意味で、地域住民組織である町々の機能と近代町村としての鹿沼町の機能である行政の展開を明らかにすることは、それを通して地域社会とそこにおける住民生活の展開を明らかにすることにつながるといえる。

## (二) 地域住民組織の構造と機能

次に明治期における地域住民組織としての町々の構造と機能をみていくことにしたい。御成橋町では、明治三一年（一八九八）七月二日に「町内惣出之上撰挙」が実施され、以下の町内役員が当選した。町惣代（二名）、協議員（一〇名）、組惣代（二二名、第一号（第二号）、消防役員（部長一名・小頭二名）。この「協議員」は、これまで「町会議員」と記されていた役員名が改称されたものと思われる。その設置によって、町惣代・協議員・組惣代という地域住民組織の基本的な構造が成立したのである。さらに天神町では、明治三二年に「町内規約書」という町の規約が制定されている。ここでは天神町の居住者は町内組員とし規約に服するものとされ、総代などの役員とその職務や、町内の予算などを決定する通常会・臨時会などの意思決定機構について規定されている。

地域住民組織の機能は、その財政構造に支出の項目・金額の多寡として反映されている。そこで、ここでは「万年帳」に記載された明治三七年（一九〇四）七月二日調の「会計帳簿決算」と「衛生費決算」を検討することにした。 「会計帳簿決算」によれば、収入部（自三六年七月至三七年六月）は日差と諸収入によって合計金

二三七円三三銭三厘、支払部は諸費支払分によつて合計金二二二円七七銭一厘、差引残金一四四円五六銭一厘となつてゐる。また、「衛生費決算」によれば、収入部は差引残余金と一戸三銭宛の集金によつて合計金六九円五六銭二厘、支払部は諸費支払分によつて合計金六二円八八銭二厘、差引残金六四六八銭となつてゐる。収入面においては、財源としての日差の重要性をみてとることが出来る。また、「衛生費決算」において一戸三銭の集金がなされてゐることは注目される。「会計帳簿決算」と「衛生費決算」が別になつてゐることからも明らかのように、住民組織の機能においては衛生が大きな比重を占めていたのである。このことは、前述したごとく、地域住民組織としての御成橋町は衛生組合の構成単位となつてゐたからである。また、この点は消防についても同様であつた。地域住民組織としての各町は単独あるいは複数組み合わされた形で消防組を構成しており、消防も重要な機能であつたのである。さらに消防に関しては防火のための夜警の実施が地域住民組織の重要な機能として見逃すことができない。これらの地域住民組織の主要な機能は、地域社会における住民生活上の必要性に基づくものであり、とりわけ住民生活の安全に関わるものであることが注目される。

### (三) 産業・経済の展開と鹿沼町

では次に、鹿沼町の地域社会と住民生活のあり方に大きな影響を及ぼす鹿沼町における産業・経済の展開についてみていくことにしたい。先ず第一に注目すべき点は、鹿沼町における製麻会社の存在である。製麻工業の製品は陸海軍で使用される綱・ハンモック・馬具などであり、その意味で製麻工業は軍需産業であつた。それゆゑ、戦争時には需要が拡大し、平時には減少するという特徴があつた。日露戦争期には製麻工業界は好景気となり、鹿沼町では他の工場は不景気なのに製麻会社だけは好景気であると「下野新聞」は報じてゐる(7)。

時局以来勤儉貯蓄励行の結果至る所不景気の声を聞かざるはな

く今時局以来の鹿沼町各方面を取調たるに、不景気の内にも同町は所謂半農半商とも云ふべき所として他の市町村より困窮者少数にして人力車夫日稼人等も半歳位食する位の田を耕し目下は麦の収穫も大半終りを告げたるを以て食物に窮する者少なく、且つ同地の製麻会社は時局以来陸海軍の御用を増加せる為め他の工場等は職を失ふ者あるに反して繁忙を極め殆んど不景気を知らざる者の如し。只貸座敷、芸妓、料理屋等は最も不景気の様子にて、芸妓は同町内全体にて僅かに六人に減少し之すら自活するに困難にて下女等も使はず芸者自ら下女兼帯の有様なり。貸座敷の如きも一夜五人以上の客なく某樓の如き今月上旬より今日迄一人の客なき程なり。料理屋も同様にて同町第一等大澤樓を初め閉店せんとしつ、あるもの二三軒に及べりと。乗合馬車も同町栃木間往復二台あるも何れも定員の乗車(六人)なく甚だしきは栃木迄に乗車僅かに一人のみの時ありしと。人力車夫も乗客なき故目下農繁時なるを幸とし大半は農業の手間取りに出づる者ある由なり。

日露戦後の明治四〇年(一九〇七)には帝国製麻株式会社が誕生し、下府所にあつた鹿沼工場はその主要な生産拠点の一つであつた。帝国製麻株式会社鹿沼製品工場の就業人員は明治四一年三月の時点で、工場長以下事務員六人・職工四三一人(男工一一六人・女工三一五人)であつた。帝国製麻の就業人員は鹿沼町に少なからぬ影響を与える存在であるといえる。職工が増加すれば鹿沼町の人口は増加することになるし、また、彼らは鹿沼町の商店の顧客となつたからである。

### 三 大正期における鹿沼町と地域住民組織の展開

ここでは大正期における鹿沼町と地域住民組織としての町々の展開について検討することにした。具体的には鹿沼町の地域社会と鹿沼町行政の展開を中心に検討する。



## (一) 産業・経済の展開と鹿沼町

先ず、鹿沼町の地域社会と住民生活のあり方に大きな影響を及ぼす産業・経済の展開からみていくことにしたい。鹿沼町における産業・経済の展開について第二に注目すべき点は、鹿沼町と周辺の村々との関係である。鹿沼町は商業の町としての性格を持っているが、その顧客となるのは主に周辺の村々の住民であった。周辺の村々は農山村であるから、農繁期には鹿沼町への人出は少なくなり農閑期には多くなるという傾向がある。米価が下落すれば、農民である彼らの購買力は低下するので鹿沼町の顧客は減少することになる。また、周辺の村々は大麻・木材の産地であった。鹿沼町は大麻の集積地であり、多くの麻問屋が存在していた。麻問屋と麻の生産者との関係は、問屋は生産者に対して肥料を提供し、生産者は麻を問屋に納めるといふものであった。そのため、大麻が不況となれば、周辺の村からの顧客は減少するとともに、鹿沼町の麻問屋は打撃を受けられるわけである。木材についても大麻と同様のことがいえると思われる。つまり、鹿沼町の周辺山地から産出される木材を扱う鹿沼町の材木商は、木材の好不況によって経営状態が左右されるのである。こうした鹿沼町と周辺の村々との経済的關係は、大正初期の「下野新聞」の記事からもみてとることができる。そこには以下のような記事が掲載されている。(8)

鹿沼町は其後付近村落農繁の爲め人出少なく各商店共客足稀なりしが、村落農家が農閑を告げ且つ旧盆に迫れるを以て昨今大に活気を呈し、村方よりの人出多く各商店共相應の顧客あり、殊に呉服店小問物店乾物店等の如きは売れ行多しと。

上都賀郡鹿沼町地方は出来秋にも拘らず小売米価依然として高値を持続し居るのみか、寒気に迫りたる爲め細民の困難□方なし其村落部に於ては糊口に窮して小窃盜を働く者ありて物騒を極め、殊に大麻の不況は近郷農家を顧客と頼む鹿沼町に多大の影響を及ぼし人氣の沈靜萎靡日を遂ふて益々甚だしと。

## (二) 大正期の電灯料値下げ運動

「下野新聞」の記事にもみられるように、大正初期は鹿沼町とその周辺の村々は不況下にあった。その影響もあつてか、鹿沼町においては電灯料値下げ問題が発生したことが注目される。鹿沼町では下野電力株式会社に対して十燭光の料金が一月八〇銭であるのを三割減とする値下げ運動を行うことを電灯需用者千四百余名が協議し、交渉委員に町長以下有力者数名を選出して、大正二年(一九一三)二月の段階では交渉中であつた。しかし、「下野新聞」の取材に対する下野電力株式会社鹿沼出張所長の見解は否定的なものであつた。すなわち、鬼怒電(鬼怒川水力電気)に供給中の千馬力の電流が復帰した際には現行料金を値下げする予定であるが、現状では需要過多による供給不足のため例えば宇都宮においては十燭光一〇個程の需用申込に対しても謝絶している有様であるので、鹿沼町の三割減の値下げ要求には到底応じがたく、実現可能な値下げ幅は五銭位であるといふものであつたのである(9)。

この電灯料値下げ問題の背景である鹿沼町の電灯需用者側の事情は次のようなものであつた。先ず第一に鹿沼町における電灯料金が他所と比較して高いということである。第二に電灯の性能の問題として、燭光が微弱で十六燭が普通洋燈と同じくらしい明るさしかなく、十燭にいたつてはほとんど行燈と変わらない明るさしかなく、ということがあつた。そこで大正二年二月に鹿沼町の有志が主唱者となつて今宮神社境内の直會殿において点灯者大会を開催して協議を行い、各町から二名宛の委員を選出して交渉の方法と料金低減の程度については委員に一任することになった。そして数回の委員会を重ねた結果、次のような決議が成立した。

電灯料金軽減に付委員会決議事項

- 一、十燭料金六十銭 器具損料共
- 一、十六燭同八十銭 同断
- 一、街灯料金半額
- 一、府中橋河際に一ヶ宛点燭 永久無料

一、御成橋際に一個同 永久無料

一、五燭光料金三十五銭 但器具損料共

一、門街灯料金三十銭 同断

其他は此標準により軽減要求の事

この決議事項を誓書として需用者千四百余名の調印を集めた上で同月一三日午後二時に委員会を開き数名の交渉委員を選出し、彼らは下野電力株式会社鹿沼出張所を訪問し、小久保社長と会見して決議事項を示して陳情を行った。これに対する社長の見解は、急遽工事を実施して遅くとも来る四月下旬までには鬼怒電に賃貸している電力を鹿沼町に引用して燭光を強大なものとし、さらに相当の値下げを実行するというものであった。しかし、四月下旬を過ぎても社長見解の実現に向けた動きはなかった。そのため四月二十七日に再び交渉委員が小久保社長を訪れて問い質したところ、社長はそんな約束をした覚えはない、団体申込に限り値下げは実施するが個人点灯者については断じて値下げはしないと述べたため、交渉委員は一同憤然として退所した。委員会に報告すると各委員も憤激し、社長に対して暴力による制裁を加えるしかないという意見まで出る有様であった。五月四日には再び委員会を開いて交渉委員を選出して午後九時頃出張所に社長を訪問して団体値引率を質したが、正確には記憶していないとの回答であった。そこで、宇都宮本社に照会したところ既に営業時間を過ぎていたので明朝照会の上で通知するということであった。しかし、翌日になっても何の連絡も無かった。そこで最早交渉の余地はないと判断した一同は、七日午後三時に委員会を開いて今後の行動について協議した結果、次のように決議した。すなわち、決議事項通りの値下げした点灯料金は毎月支払うが、それ以上の正規料金との差額は断じて支払わないこと、また、そのため会社が電灯を撤去する時は洋燈を使用すること等である。これに對して会社側の態度は強硬であり、点火を断る者が出た時は直ちに工夫を出張させて電灯を撤去するというものであった(10)。

その後も善後策について鹿沼町では協議が続けられ、五月一〇日

午後一時から開催予定の町会に町営の瓦斯会社を起こして電灯に代えるという建議案を提出する運びとなった(11)。しかし、町会は出席議員少数のため流会となつてしまつたため、建議案提出とはならなかつた。その後も各町において会合が開かれ、天神町では三ヶ月間の廢灯を満場一致で決議した。すなわち、委員会の決議に従つて月末に会社が料金の徴収に來た際に決議事項通りの値下げ料金のみを支払うということは不可能ではないが、実行できない者を出すかもしれないので、むしろ三ヶ月間の廢灯を決定した方が値下げの実現には効果があるというのである。鹿沼町の他町もこれに賛同し、天神町の決議を実行するものと予想されたので、一三日の町会において建議案を提出する予定であつたが、天神町決議と委員会決議のどちらを実行するかについては考究中ということで町会への提出は見合わせとなつた。結局、五月末より委員会の決議案を実行することとなつたが、会社の料金徴収に應じる者が出たということで、二七日に委員会を開催して決議の実行を促すとともに今後の對抗策について協議し、会社に廢電を申し込むことを議決した。しかし、値下げ要求側の委員は関係者の選出によるもので各町民一同から選挙された者ではないので、委員が各町の惣代に對して何の交渉もなく廢電することには問題があつた。そこで二九日午後一時に各町惣代の出席を求めて廢電実行について諮つたが、鹿沼町全町一致しての廢電は至難のみならず町の体面上の問題もあるので、廢電を見合わせ、今一度会社に交渉を重ねて譲歩を引き出すことを目指し、近い将来において会社に対する事業を起こして對抗するのが得策であるとの結論に達し、八名の交渉委員を選出して午後八時に散会となつた(12)。三〇日には午後三時から八名の交渉委員が会合して交渉方法について協議の結果、交渉委員八名のうち三名が当たることとなつた。そして直ちに会社に小久保社長の在否を問い合わせたが上京中のため不在だったので社長が鹿沼へ帰り次第交渉を開始することにして午後七時に散会した(13)。

しかし、会社は翌三一日から鹿沼町内の二名の電灯を工夫四名を

派遣して取り外すという強硬手段に出た。鹿沼町の関係者一同は激昂して委員会を開いて協議を行い、町役場に町長を訪ねて会社側の暴状を訴えた。町長は同日夜に鹿沼出張所の外交係と会計を招いて会社側の意向を聴取した。会社側の回答は、上半期決算が迫っているため料金未納の需用者に対しては嚴重に請求を行い、もし応じない場合は断固として停電にして六月三日までに報告するようにとの社命であるので、料金不払者に対しては停電・取り外しを強行する予定であり、既に明日の手配も整えたというものであった。町長は有志者とともに会社側に対して五日までの取り外し延期を要求して約束させ、三日午後三時に町会議員他有志を集めて協議することにした<sup>(14)</sup>。その協議においては六名の委員を選出して最後の交渉をすることを決議し、午後六時に散会した。翌四日に会社側に会見を求めたが責任者不在のため会見は実現しなかった<sup>(15)</sup>。会社側の方針としては、町長から何の連絡もない場合には、約束の五日を経過すれば料金徴収に着手して決議事項通りの値下げ料金のみを支払うと主張する点火者に対しては断固として停電とするというものであった。

電灯取り外しの期限である五日には委員が町役場で集会を開き、もし会社側が交渉において何ら譲歩をみせなかった場合には、今市・日光その他に檄を飛ばして同意を得た上で更に極力所期の目的を達成すべく運動を展開するという方針を決めた。これに対して会社側は料金不払い、すなわち八〇銭のところを六〇銭しか払い込まない各戸については電灯取り外しを執行するという姿勢をみせた<sup>(16)</sup>。五日の委員の集会の後、町長は鹿沼出張所に電話を入れて電灯取り外しの再度暫時延期を申し入れ、これを会社側は受け入れた<sup>(17)</sup>。しかし、その一方で会社側は、この問題が落着くまでは新規の点火申込者に対しては電灯の取り付けをしないという措置を取った。そのため新たに開業した商店などにおいては非常に不便になるという事態が生じた<sup>(18)</sup>。さらに七月一日には末広町の料金不払者に対して電灯取り外しの措置が取られた<sup>(19)</sup>。

その後の交渉の結果、十燭八〇銭を器具損料共七〇銭に値下げし、来る一〇月一日より実施されることとなった。町長は八月一日に町会議員を役場に召集して交渉の顛末を報告した。委員・議員の意見としては、料金の値下げ程度などは期待していたところと落差があるが、これ以上の交渉の余地はないとして、この間の経過を町惣代・関係者に報告し、今後は町営その他の方法によって近頃の平均料金である五〇〇六〇銭の範囲で点灯できるように目的を貫徹すべきであると決議して散会となった。翌二日午前一〇時に各町惣代と委員が集会し、各町惣代は近く町営建議案を町会に提出する運びとなった。こうして電灯料値下げ運動は電灯町営問題へと展開していくのである<sup>(20)</sup>。

### (三) 製麻工業の展開と鹿沼町

さて、大正三年(一九一四)の第一次世界大戦開始以降になると、鹿沼町では景気が回復へと向かっていった。とりわけ大戦開始にもなつて大麻が好況となつた<sup>(21)</sup>。

鹿沼町地方は昨秋来特産物たる大麻其他の商況不振の結果、各銀行共警戒を加へたる為め金融の引き締りは十年来未だ嘗て見ざる状態なりしに、当夏以来更に又戦乱の影響により益々緊縮の様態を呈し居りしが、昨今に至りて大麻は俄然景気を回復し、且つ農作物の豊穰は米価下落の今日を以てしても尚前途樂觀を以て迎へられ商況頗る活発となり金融界円滑の徴ありと云ふ。

歳晩に於ける鹿沼町の景気は依然変化なく押しなべて商況沈靜の傾向を呈しつ、あり。同地は尚陰曆を以てする旧慣あり、一般商家も又陰曆正月を一年間の書入期となし居る事故、新曆年末の期節等にはさして重きを置く者もなく至極閑散の情況なり。然して大麻商況は目下上物一駄七十六円中七十二円並六十八、九円の状態にあり、この旬日甚だ好況を呈しつ、あり尚上向を呈しつ、あれば米価暴落の今日各農家は悉く売り進み殆ん

ど地方に於ける持品は払底の有様であり、問屋側の在荷品も二十万に過ぎざるべければ越年後に於ける商況の活発は確実に予想されつゝあり。然し之れとて目下景氣回復の料ともならず各銀行は目下決算期に近づきて殆んど長期貸出しを停止し居れば金融又頗る閑散の状況なり。只下層民に就て見れば米価の下落は彼れ等をして米価昇騰当時の如き事もなく頗る楽観的態度にあり。

こうした大麻の好況によつて、製麻工業界は第一次世界大戦以降は再び好景氣となつていく。日本麻糸株式会社は、大正二年（一九一三）九月に創立され、その工場が鹿沼町に存在した。工場場所は黒川を挟んで帝國製麻株式会社鹿沼工場の対岸に位置する上田町にあった。この工場設置の影響もあつてか、工場周辺の人家は増加した。そのため大正四年（一九一五）五月には上田町からの分離請願が出されるに至る（22）。

鹿沼町上田町地内なる日本麻糸株式会社付近は同会社の事業開始以來著しく人家の稠密を來したるより、同所居住者は過般上田町と分離せんとの議を起し各総代を選びて町長に分離を出願せりと。

ここからは製麻会社の展開が鹿沼町の地域社会に与えた影響をみてとることができる。これ以降も製麻会社の工場設置によつて鹿沼町の人口は増加し、そのため鹿沼町の戸籍・寄留事務の件数も増加していった（23）。

#### 戸籍及寄留事務

近時会社工場ノ増設ニ伴フ影響ニ依リ従テ人員ノ増加ヲ來シ年々届出件数増加セリ、（後略）

大正六年度末の工業生産調査についての「下野新聞」の記事によると、鹿沼町の職工一〇人以上の工場数は一〇ヶ所、職工一七二六六人、生産額二〇四九五一円となつて居る。生産額については、実際に工業生産物から鹿沼町に入る金額は三百万円以上に上るであらうとして居る。この記事には一〇人以上を使用している工場の職工

数と生産額が記載されているが、製麻会社については以下のようになつて居る（24）。

帝國製麻 一〇八一人、一二七六一四二円

日本麻糸 三四四人、五一六四七〇円

日本ロップベルト 一〇四人、六四〇〇〇円

これらの製麻会社の女工に対しては、激しい争奪戦が繰り広げられた。「下野新聞」は次のように報じて居る（25）。

鹿沼町は近來俄に工業方面に發展し県下の工業地として足利に亞ぎ帝國製麻製品工場並びに日本麻糸の工場設置され大小合はせて二十余の工場あり、男女工の数千に近く益増加を示しつゝ、あるより各工業地より女工奪取に入り込み甘言を以て誘致せんとするもの少からず、各会社共に警戒を嚴重にして出來得る限り優遇し慰安の方法等を講じつゝあり。甘言を以て女工を誘致するものは多く女工不足の工業会社にその女工を売込み、それに依つて生活し居るものなれば、警察当局に於ても取締を嚴重になし居るが、近來に至りては地方村落に至り言葉巧に女工を募集し、それに依つて不正の利を得つつあるもの多き有様なりと。

製麻会社の女工の存在は、鹿沼町の人口増加のあり方にも影響を与えた。すなわち、鹿沼町の人口増加数を男女で比較すると、女性の増加数の方が多かつたのである（26）。

鹿沼町大正七年末日現在調査による人口は一万六千八百六十六人、三千百六十六戸、一戸平均家族が五人幾分と云ふことになつて居る。之を三十年前の明治二十二年に比較すると、人口に於て七千七百八十八人、戸数千五百二十一の増加を示して居るが、本籍者だけに就て見ると、人口は三十年間に二倍強に増加して居る。若し此の増加の割合は男より女の方が多く、即ち明治二十二年末に男三千九百十九人・女三千八百六十六人と云ふ数であつたものが、七年末には男七千七百七十六人・女七千九百五十六人で、三十年間に男は三千八百五十七人増加して居る処へ

女は四千九十人、男より二百三十三人多く増して居る。夫して明治二十二年末には女の世帯戸主が八十三人であつたものが、七年末には之が三百十九戸と云ふ実に二百三十六戸の増加である。女の職業の多い鹿沼は年々歳々男より女が殖ふて、そして女の戸主が増加する労働的な婦人は第二の労働的婦人を生むて行く」と云ふ面白い現象を呈して居る。

#### (四) 経済変動と人口増加

さて、第一次大戦期においては、いわゆる大戦景気にもなつて物価騰貴が起つた。米価も大正六年(一九一七)の春以降になると上昇が目立つようになり、これが翌年の米騒動につながつていくわけだが、この物価騰貴は鹿沼町と周辺の村々の住民生活を大きく圧迫した。とりわけ「細民」の生活難は深刻であつた。『下野新聞』は「細民」の状況を次のように報じている(27)。

物価騰貴に攻められて一年の苦闘を続け来たれる細民の窮状は歳末期の昨今に到りて殊に著しく、家内工業の普及し居れる鹿沼町にありても仔細に其細民生活の内状を精探すれば実に思ひ半ばに過ぐるものあり。甚だ敷は家族芋粥を喫りて僅に其日の飢を凌ぐもの少からず。学齡兒童の欠席頓に増加せる事情に就いても、如何に目下物価暴騰の魔の手が彼等の各家庭を苦しめつ、あるかを想察し得るに足るものあり。其一例としては学校にて教授の都合上成可昼食携帯を命じ居れるより各兒童は此論示に違ふて弁当を持参するも自から其粗食を恥ぢ、且つ同級兒童の指笑を厭ふて登校を嫌ひ途中より欠席するもの頻出し、甚だしきに至りては日に三度の食事を取ること能はず、従て兒童に弁当を給し得ざる家庭さへあるが如き悲惨事行はれつ、あり。尚付近農村に於ける現状奈何を見るに之れ又中産階級の農家に在りても米麦其他の物価騰貴による所得増加したるも、小作の滞納者頗る多き為め困難の状態にあり。次に秋末以来野菜其他の耕作物に対する所謂屋外窃盜の事故頻々として各処に続

出し居れる有様なれば、之れより漸く越冬期間に入らんとする鹿沼町を中心とする付近農村細民の窮状は轉た同情に値するものあるべしと。

こうした「細民」の状況に対しては、白米五〇俵を町役場に依頼して一升二〇銭で販売しようとする鹿沼町有志が現れ、大正七年四月一三日に町役場において「細民」に限って販売することになった(28)。当日は「細民」が買いに集まり、午前中に四五人、午後六時に締め切つた時には一七三人を数えた。売上げは九四円七〇銭であつた。翌一四日には早朝から「細民」が詰めかけ、正午までに一五〇人を超え、夕方までには予定の俵数を売り尽くす勢いであつたという(29)。

大戦景気と戦後景気の後、いわゆる反動恐慌(一九二〇年恐慌)が起り、その後は日本経済は不況期へと入る。鹿沼町でも農業・商工業ともに不況の影響を大きく受けるが、それにもかかわらず、鹿沼町の人口は転入者によつて増加していったことは注目される。大正一〇年(一九二一)の「鹿沼町事務報告書」には、次のように記されている(30)。

#### 戸籍及寄留

社会一般二経済界不振ノ状況ナレ共、本町ハ商工業地ナルヲ以テ本町ニ転入スル者非常ニ増加セリ、(後略)

この人口増加の動きに関連して注目すべきは、田町通りの道路工事すなわち上田町・中田町・下田町三ヶ町内道路改修工事が実施されたことである(31)。

鹿沼町上田町・中田町・下田町、三ヶ町にては、溝渠付換道路一面改修の件に就ては既に町会の決議を経て其筋の認可あるにも拘らず、未だ工事に着手せず益々延引するに於ては町の發展上支障を来す恐れありて促進運動を起し、中田町の消防部長藤村亀太郎氏外十五名の三町内の有志総代等は工事着手促進及び工事費の補助増額の件に付き此程町役場に陳情書を提出せりと。工事の延長は上中下三町内をして四百〇四間中央の溝渠を両側

面に付替へ両側堀面は切石を以て積み揚げ永久に朽ちざる計画にて、此の工事費一万三千〇三十五円なりと。

明治一七年(一八八四)に、内町通りの中央に流れていた宿場用水が道の両側に分けられて側溝となったことは前述したが、今度は同様に田町通りの用水が側溝化されたのである。このことも、人口増加にともなう通行量の増加によって、中央に用水が流れていることが交通上に不便をきたすこととなったために側溝化されたものと考えてよからう。この三ヶ町内道路改修工事は二百六十間余の路面工事掘敷付帯工事であり、大正一二年四月に工事費一万二千余円を以て工事は竣成し、五月六日に開通式が挙行された<sup>(32)</sup>。

道路工事は人口増加への対応であるとともに、さらなる人口増加や家屋の新築をもたらすものでもあった。工事の翌年である大正一三年の「鹿沼町事務報告書」には次のような人口増加に関する記載がある<sup>(33)</sup>。

#### 戸籍及寄留事務

本町ノ商工業ノ發達著シク従テ人口ノ増加亦之ニ順応シテ他ヨリ転入者多キヲ見ル、加之道路ノ改修ニ依テ新ニ開通スルアリ旧道ノ変更修築ノ結果、家屋ノ新築、人口ニ伴フ繁キ本町現時ノ状況ナリ、(後略)

#### (五) 鹿沼町行政の展開

こうした大正末期(一九二〇年代)の鹿沼町の人口増加は、鹿沼町行政の展開にいかなる影響を与えたのであろうか。以下、教育・衛生・消防の各行政の展開について検討していくことにしたい。

教育行政については、人口増加にともなう生徒数の増加に対応して鹿沼尋常高等小学校の増築を実施することが決定され、大正一二年五月一三日から工事に着手することになった<sup>(34)</sup>。

その際、鹿沼町は学校増築の財源として起債を申請した。その経緯は「下野新聞」に以下のように記されている<sup>(35)</sup>。

上都賀郡鹿沼町から小学校建築費支弁に関する起債許可稟請中

であるが、右同町現勢は最近著るしく発達し従つて戸口の激増を見、児童数も年々増加し大正十二年度に於て工費金四万二千円を投じ一部校の改築をなしたるも該校舎の狹隘を来し、現に尋常科一学年の如き舎は悉く二部教授(七学級)をし居るの状態で之が増築の急を認め、今回総坪数六百余坪此工費金八万六千三百一十円を以て建築せんとするもので、内金三万三千三百一十円は一般歳入を以て支弁し、五千円は町教育基金を運用し、三万九千円は生命保険積立金を借入れ、不足金一万一千円を本県教育資金から借入れ、該建築費に充当せんとするものであつて、且同町財政の状況は先年小学校建築の爲め基本金一万二千六百七十八円を運用し、その際本県教育資金一万一千円の町債を有し、町税も直接国税附加税は最高利限率を賦課し、戸数割附加税の如きも一戸平均九円九錢で郡内主なる市街地の平均九円六十八錢で同町の賦課額も市街地として止むを得ざるものと認められ、尚戸数割の納税義務者中各工場の労働に従事するもの約三割を占むるの状態なるを以て之に対し郡内平均十二円四十二錢に近き課税を為すことは到底負担に堪へざるものと認められ、他に適當の財源なきが爲め県では調査終了したので近く許可する筈。

衛生行政については、塵芥汚物処理問題つまりゴミ処理問題が引き続き問題化していた。明治三八年(一九〇五年)と翌三十九年に鹿沼町衛生組合が、塵芥汚物掃除補助を鹿沼町へ出願したことは前述した。その背景には、衛生組合の処理能力を超えるほどの塵芥汚物の増加があったのであるが、状況は大正期に入っても全く改善されないばかりか、むしろ悪化したといつてよいものであった。大正二年一月の「下野新聞」には「塵芥の山」と題された次のような記事が掲載されている<sup>(36)</sup>。

鹿沼町は常に腐敗物の沈殿しある共同溝渠等に於て而も日常の食膳に上る米麦より食器一切悉く洗滌しつゝ、あり、町共立衛生組合にては之れが爲め従来衛生觀念の普及に努力し、同時に毎

日三名の掃除人を使役し汚穢物塵埃等を市外なる府中橋北方田圃黒川沿岸に搬出穢棄せしめ居れるが、裏通りの如きは月一度位しか搬出せざるより毎戸の塵芥箱には汚穢物堆積山を為し臭気粉々たるものあり、当局は充分の注意を要すべしと

このように衛生組合によつて衛生觀念の普及の努力がなされるとともに、さらに掃除人による汚穢物・塵埃の搬出がなされていたにもかかわらず、各家のごみ箱はゴミの山となつていたのである。大正末期の人口増加によつて塵芥汚物がさらに増加したのであることは想像に難くない。各町の衛生組合ごとの対応では限界が明らかとなつたためであろうか、結局、大正一五年（一九二六）に塵芥汚物処理は鹿沼町の町営事業とされるに至る。

消防行政については、大正期においては町の人口増加や火災の発生にともなつて消防機器の变化や消防組の変更が実施されていくことが注目される。大正四年（一九一五）には鹿沼町は蒸気ポンプを購入した。大正七年二月一日には上材木町から出火し、鹿沼町は大火に見舞われた<sup>(37)</sup>。

（前略）鹿沼町消防組は必死となりて消火に務めたるも水利不便の地と思ふやうならず火勢は益猛り（中略）水利の便よからざるために消火思ふま、ならず、遂に二十五戸を全焼せしめ夜明になつて鎮火した。其焼跡に立つてその惨状を見た時、何人か暗然たらざるを得ざるものぞ。

大正七年の『鹿沼町事務報告書』の記載によれば、この大火による焼失戸数は三三戸となつていほど大規模な火事であった。大正一〇年にはガソリンポンプが購入され、それにともなつて消防組の役員や消防手などの配備人数が変更されている。この年の十二月二十九日には天神町から出火し、再び鹿沼町は大火に見舞われた<sup>(38)</sup>。

（前略）火は忽ち四方に広がり同所付近は殆んど長家住ひの者多く、遂に四十七戸焼失せり。警鐘の音を聞くや鹿沼町各消防組は勿論、付近村落菊澤村・北押原村・東大芦村等よりも各消防組応援として来場し必死防火に力めたる為、約一時間にして

鎮火せるが（中略）焼出されし人々は多くは職工・日雇人多く（後略）

大正一〇年の『鹿沼町事務報告書』の記載では、この大火による焼失戸数は四六となつていだが、大火であることにかわりはない。翌一年には前年に引き続いてガソリンポンプが購入された。大正一三年二月二十六日には上材木町から出火し、大正期三度目の大火となる。『下野新聞』の記事によれば二五戸が全焼、六戸が半焼となり、『鹿沼町事務報告書』の記載では、さらに工場一棟が焼失したという<sup>(39)</sup>。

大正一四年には鹿沼町の人口が増加したことによつて消防組を増設する必要が生じ、消防組を一部増設して全一部とするという組織変更が実施された。大正一五年にはガソリンポンプが購入されて消防組の配備人数が変更され、上野町と下府所に消火用の水槽が設置されている。

#### （六） 地域住民組織の構造と機能

次に大正期における地域住民組織としての町々の構造と展開を見ていくことにしたい。大正末期になると、御成橋町の住民組織には変化の兆しがあらわれてくる。その画期となるのが、大正一〇年（一九二二）である。大正一〇年九月二三日には、第一回の協議会が開会となつた。この年から町惣代と協議員からなる協議会が開始され、事項によつては組惣代の出席もありうるとされた。組惣代の出席が想定されていることから、住民組織の構成員の意思を協議員会へより広く取り込んでいこうとする意図をみてとることができよう。

大正一〇年一月一七日には第二回の協議会が開かれた。そこで協議会は、御成橋町内の夜警についてであった。注目すべきは、夜警の方法について変更がなされたことである。すなわち「従来ノ夜警常番（有給雇）ヲ廃シ、従来ノ加番ヲ更ニ常番ニ改ム」とされたのである。これまでは有給で雇われた人夫によつて行われていた

夜警を、町内の住民自身によって行うことに変更したのである。御成橋町において夜警が町内の住民自身によって行われるようになったからには、それを必然化した条件を考える必要がある。まず考えられるのが、前述した大正七年一月一〇日の鹿沼町の大火である。また、大正九年（一九二〇）一月一〇日の「下野新聞」によれば、同月八日の夜に御成橋町では二件の盗難事件が発生している。また、同年一〇月一三日の同紙によると、同月七日の夜には、鹿沼町で一夜に五件もの盗難事件が発生している。おそらくは、こうした火災の発生や盗難など犯罪の増加という状況が御成橋町における住民自身による夜警への対応を必然化したのであろう。

**四 昭和戦前期における鹿沼町と地域住民組織の展開**  
ここでは昭和戦前期における鹿沼町と地域住民組織としての町々の展開について検討することにした。具体的には鹿沼町の地域社会と鹿沼町行政の展開を中心に検討する。

#### (一) 鹿沼小学校

昭和二年（一九二七）には鹿沼小学校が日本でも一二と言われるほど大規模になり、しかも来年度において一〇学級増加して現在の敷地・校舎では収容し切れなくなるため、鹿沼町では分教場の設置を要求し、候補地を三ヶ所ほど選定して県へ許可願いを出した<sup>(40)</sup>。

鹿沼小学校は日本でも一二と云はれる大小学校で学級数も六十一学級生徒数約四千と云ふ通常の学校の十も合した程大きいが夫れだけ年々生徒数も増加し特に東武鉄道が開通になれば更に生徒の数も増加するであらうと見られて居る矢先、廿二日猪野町長を始め二三町会議員が来年度に於て学級増加するので到底今のやうな敷地や校舎では収容し切れないから分教場を設けて欲しいと候補地を三ヶ所程選定して県へ許可願に來た。之に依つて現在ですら大きさに於て他に珍しい鹿沼小学校は七十学級以上となるので正に日本一大きい学校となる訳であると。

やがて鹿沼小学校は教員数七〇余名、学級数七〇以上に達したので、昭和四年（一九二九）四月からは東西両尋常小学校・高等小学校の三校に分かれることになった<sup>(41)</sup>。

#### (二) 新鹿沼駅の設置と鹿沼町

昭和四年四月一日から東武線の浅草鹿沼間の運転が開始されたが、このことは鹿沼町の地域社会に変化をもたらすことになった。すなわち、東武鉄道の開通によって新鹿沼駅が設置された南部方面は発展していったが、これとは逆に北部方面はさびれていくという状況が生じたのである。

このため鹿沼町北部の有志は北盛会を組織して北部発展策を模索し始めた。北盛会の北部発展策と運動の内容は、第一に東武鉄道の駅を御成橋方面に設置すること、第二に鹿沼遊郭を御成橋町方面に移転することであった<sup>(42)</sup>。

鹿沼町は東武鉄道の開通並に停車場の設置に伴ひ南部方面は実に目覚ましい勢ひを以て伸び行くが之れに反して北部方面は日に淋れ行くと云ふ様な有様なので、北部の有志数名は之を憂へ何等かの方法を以て発展策を講じ様と過般御成橋町の佐野屋に於て協議会を開き其の結果北盛会なるものを組織し之れが発会式は近日中に挙行するといふが、先づ発展策の第一としては東武鉄道の停留場を御成橋方面に設置する事と第二は鹿沼遊郭を同町方面に移転すべく計画の下に運動を開始すると云ふ目論みである。該遊郭は今日に於ては発展地の中央に在つて現に付近に県立鹿沼女学校あり又鹿沼小学校ありて之等の点から見ても遊郭の移転は御成橋町方面に行かぬとしても早晚移転問題は起るであらうと。

六月一〇日には鹿沼町北盛会主催による北部発展演説会が東武鉄道駅設置を主題として開催されている<sup>(43)</sup>。

新鹿沼駅が鹿沼町南部に設置されたことによつて、町の発展は南へと伸びていった。東武開通当時は閑散としていた南部すなわち鳥



居跡町付近は、東武鉄道開通後未だ数ヶ月しかたつていないにもか  
かわらず、急速な発展を示しつつあったという。駅設置と町の発展  
にともなつて調査派出所設置の必要を認識した町有志は、町当局と  
警察署に交渉、近く設置の見込みとなつた(44)。こうした駅設置に  
ともなう鹿沼町南部の発展は、鹿沼町隔離病舎移転問題の解決を困  
難なものとする要因となつた。この問題については東武鉄道新鹿沼  
駅が同病舎付近に設置になるというので、昨年の町会において隔離  
病舎移転は決定されていた。しかし、未だ敷地も決まらず、移転費  
の捻出問題も未解決であつた(45)。最終的に移転先が決定するのは  
昭和九年であり、六年の歳月を要する結果となつた。

鹿沼町南部の発展に対抗して鹿沼町西鹿沼有志も動いた。すな  
わち、東武鉄道の駅を新鹿沼駅北方の鹿沼高等小学校前に設置し  
て同方面の発展を期すべく動き出したのである。彼らは期成同盟  
会の組織を決定し、陳情書を作成・提出して促進運動を起こす目  
論見であつたが、これに対して南部の町有志は猛烈に反対を主張  
したという(46)。

翌年になつても南部の発展は続いた。鹿沼町では人口が増加す  
るにつれて四〇〇戸近くの空き家が發生していた。それは鳥居跡  
町の新鹿沼駅付近と東小学校付近の末広町南部と下田町方面一帯  
に住宅が一ヶ月平均二一・二三戸も新築されているためであると、  
『下野新聞』は鹿沼町の南部に新築家屋が増加していることを報じ  
ている(47)。

### (三) 校長給料低減問題

昭和四年一月二四日の鹿沼町町会では校長給低減が可決され  
た。鹿沼高等小学校校長の月給一六〇円は高すぎるから低減し、も  
し低減できない場合は低い級の校長と更迭したいとの動議が提出さ  
れ、全員の賛成で措置を講じることと決定したのである(48)。鹿沼  
高等小学校校長の給料一七五円は実科高等女学校校長手当を含むも  
ので、県下小学校中最高額であつたという。この金額の給与を出す

ことは不況下という苦境にある町財政では困難であつたため、校長  
の更迭動議が満場一致で可決されたわけである。『下野新聞』の取  
材に対して校長は次のように話している(49)。

町としても公開の席上に於て不信任的の決議を行つたのは甚だ  
以て不親切極まるもので、私が教育上失態でもあつての事なら  
ば自分から深く辞職するが、単に俸給が高いと云ふ理由ならば  
何も自ら進んで辞職する必要を認めませんが、県の指示なれば  
止むを得ません

### (四) 昭和恐慌と鹿沼町

昭和五年(一九三〇)になると、長引く不景気と昭和恐慌の影響  
によつて鹿沼町における住民生活と町財政は大きな打撃を受けるこ  
とになる。その影響による地域住民の生活難は町税滞納を生じさせ、  
その整理は困難となつていく(50)。

上都賀郡鹿沼町に於ける昭和四年度よりの町税繰越未納は一万  
七千余円と云ふ巨額に上つて居る為目下督促係をして之れが  
整理を急いで居るが、何せ打続く不況に加へ昨今連日に互る梅  
雨に祟られた労働者等は税金どころか三度の食事も二度に減じ  
其れも漸く少量の粥をす、つて糊口をつないで居る有様なので  
却々整理難の状態である。

この昭和五年度のように未納額が多いのは町制開始以来初めての  
ことであるとみられ、町吏員は引き続き総出動で督促に全力を挙げ  
ていたが、整理はなお困難であつた(51)。そのため昭和六年一月の  
段階では、町税滞納総額は五万円は下らないといわれるほどになつ  
たという(52)。

また、県立鹿沼農商学校では学費が払えないために退学する児童  
も發生していた(53)。

県立鹿沼農商学校では本年度新学期から本月十一日迄に二十三  
名の退学者がある。大部分は不景気のため家庭の経済關係に依  
るもので今後尚若干退学ある模様である。

さらに鹿沼町では電灯料も払えないような状態となり、鹿沼町の夜の町並みを明るくしていた街灯は、昨今の不況のため消灯したままのものが数多くなつたので、最近ではその不必要さえ唱えられるようになったと『下野新聞』は報じている(54)。

こうした状況下、昭和五年の鹿沼町では電灯料値下げ問題が発生し、その実現に向けた運動が西鹿沼町から起こつた。八月二七日に東電(東京電燈株式会社)との第一回の交渉が実施されたが、その内容は取消料一灯五〇銭の全廃と減燭の電球引換料二〇銭の全廃というものであつた(55)。やがて電灯料値下げ運動は全町的な運動となつた。不景気で低下した諸物価から見ても、電灯料は当然値下げすべきものであると鹿沼町民が考えるに至つたからである(56)。

上都賀郡鹿沼町西鹿沼町有志に依つて叫ばれつゝ、ある電灯料値下問題は、単に一部町民の要求に止まらず今や鹿沼全町民が現下の不景気で低下した諸物価から見ても当然値下すべきものであると唱ふに至つたが、東電鹿沼出張所では既記の要求に対し如何なる挨拶を与へるか、時節柄頗る重視されて居る。

こうした社会経済状況は鹿沼町の予算編成にも影響を及ぼすことになる。昭和六年度の予算編成においては、予算総額一五八六〇〇円余、前年度より七分弱一〇九三〇円余を削減することになつたが、その際を中心となつたのは教育費と役場費の削減であつた。最も減額されたのは教育費で前年度より一割九〇〇〇円を減額したが、それによつて教員数の一割九名内外の教員が削減されることが予想されていたことは注目される(57)。

上都賀郡鹿沼町では明年度予算を過般来編成中だつたが漸く出来上つた。右によれば大体本年度より七分弱即ち一万九百三十円を減じ総額十五万八千六百円余で、其の内最も減額したのは教育費の七万七千四百三十八円で前年度より一割九千円を減じている。次は役場費で一割弱を減らした。右教育費の減額に伴ひ現在東西両小学校高等科理科高女等合計九十五名の教員中約一割の教員を減らすと共に学級七十八を整理し七十学級程度に

する予定であるから教育費の削減に依り当然九名内外の教員が犠牲となる模様である。

また、教員の賞与は予算に計上してあるが、現在の町財政の状態では前年同様支給しない模様であるとみられていた(58)。

鹿沼町では本年度予算に二割五分の小学教員の賞与金を計上してあるが現在の町財政状態では前年同様支給せぬ模様で、藤田町長は語る。「小学校教員給料は他に比較して割が良いし予算にはあつても財政が許しませんから支給せぬが、役場吏員は僅ながらも支給したいと思つています。」

#### (五) 満州事変と鹿沼町

昭和六年(一九三二)には満州事変が勃発するが、その翌年である昭和七年(一九三三)になると鹿沼町の地域社会にも影響が及んでくる。先ず、軍需産業である製麻工業は再び活況を呈し始め、帝国製麻は満州事変以降の需要増加によつて一気に好況へと転じた(59)。

帝国製麻会社鹿沼製品工場では昭和二年頃から不況に悩まれて生産過剩価格下落となり欠損続きのため従業員を三割以上淘汰して漸く持耐へて来た処、待てば海路の日和そのまゝ、で日支事変突発以来俄に活気を呈し数年来の在庫品を全部売払つても尚注文が殺到し品不足を告げる有様なので直ちに熟練男女工百名を募集して生産能率の増加を計るべく目下第一回の百名を募集中だが、同工場は従業員千五百余名を有し鹿沼町の消長に至大の関係を及ぼす大工場なので今回の好況は同地方に利する処大なるものがあらうと一般から非常に期待されている。

満州事変の勃発以降、鹿沼町の町々では兵士へ慰問金・慰問状を送つたり、新たに出征する兵士に対する送別会や凱旋兵士歓迎祝賀会を実施したりした。また、鹿沼町をあげての提灯行列も行われた。さらに、鹿沼町青年団は一般町民がその存在さえ知らなかつたほど全く有名無実の存在となつていたが、昭和七年(一九三三)になると従来の青年団を解散して新たな鹿沼町青年団を組織すべく準備が

進められていった(60)。

鹿沼町青年団は従来一般町民が其存在さへ知らなかつた程全く有名無実の存在であつたが、時局頗る多事の現下には中堅青年の活動を要望している輿論に鑑み白井町長及橋田町議等主唱の下に来る六月三日午後一時より町役場樓上に総会を開催し協議の上、従前の青年団を解散し改めて中堅青年を網羅して団則及役員まで更生し名実共に完全な鹿沼町青年団を組織して社会に貢献せんと目下準備中にあるが、一般町民も更生の青年団に非常に期待をかけている。

この時期に問題となつたのが、満州事変へ出征した兵士の遺家族への援護策であつた。すなわち、彼らの生活を救護・後援するといふ軍事援護の問題である。鹿沼町では出征した兵士の遺家族の救護方法については町自身が行うことにして準備に着手した(61)。三月四日に町会議員の協議会を開催し、出征遺族後援会を組織することを決定した(62)。また、こうした出征軍人遺家族への対策は鹿沼町衛生組合でも協議された(63)。

上都賀郡鹿沼町衛生組合では十一日午後一時から役場内で理事会を開き七年度予算並に事業等を協議したが、同年度事業としては特に出征軍人の遺家族は勿論貧困者に対しても救済事業を設け医師団に交渉の上診療投薬等を無料で行ひ出来得れば更に進んでパン問題にまで及ばす程度の救済事業を実行する申合を行つたが、以上の案は来る廿六日頃開催する同組合評議員会に提出決定する筈である。

#### (六) 飯米払下と失業救済農村振興土木工事

昭和七年になると上都賀農村の経済状態はさらに悪化し、税金の滞納額も増加の一途をたどつた。農家には日常生活を防衛するために納税する余裕すらなかつたのである(64)。

上都賀郡地方の経済状態は愈逼迫し、去月末限り納入すべき地租税県税町付加税及特別税は鹿沼町の如き市街地に於てすら

約一万二千余円に対し完納は僅に一割二分強の千五百余円に過ぎぬと云ふ未曾有の不成績で、農村に至つては大麻米の小売をしても納税すると云ふのは先づ上の部で、日常の生活脅威から容易に納税出来ぬといふ頗る悲惨な状態にある。

さらに農産物価格の下落が彼らの生活難に拍車をかけたので、農家では現金収入を得るために飯米を手放す有様であつた(65)。

上都賀郡地方農家の苦境は全く想像以上で金に換へられる農産物ならどんな物でも大挙して鹿沼町に売りに出るが、何しろ大茄子二十個五銭、胡瓜三本一銭、大根二本二銭と云ふ安値のため一籠背負つて出ても一日が、りでやつと三、四十銭にしかならぬので考へぬいた末、飯米を手放す方法に出で夫れも俵のみ、出すと未納小作料などをやかましく催促される怖れがあるので、三升宛籠の中に忍ばせて野菜物を要らぬとなれば米を三合でも五合でも売り歩ると云ふ有様であり、一方町の方も不況は之亦甚だしく、その一例を花柳界に見るに去る一日から箱銭一本二十銭半玉十銭を全廃してまで簡易遊興を宣伝しているが客は更に寄付かず、暖味屋などは一ヶ月に十円の売上さへむづかしいので米代にすら事欠く情を示している。

こうして鹿沼町にも欠食児童が発生することになる。昭和七年七月の段階では東西両小学校に一七名の欠食児童が確認されてた(66)。

本県学務部では晩近一般経済界の深刻な不況が小学児童の欠食問題にまで浸潤し真に前古未曾有の現状を呈し国家非常の重大難局に直面し寒心に堪へぬものあり。今にして適當の方途を究め対策を講ずるに非ざれば国民生活並思想上に至大な影響を及ぼす虞があるため之れが匡救済生を講ずること、なり全県に亘り調査中だが、鹿沼町でも町長及方面委員小学校校長等が協力して真に生活貧困のための欠食児童の家庭に就ては叙上救護法並大正十四年の県令第四号の学齡児童就学奨励規定第三号に基き遺憾なきやう詳細な調査を行つてゐるが、現在東西両小学校に

は十七名の欠食児童がある。就中最も悲惨なるは一粒の米も混へぬ麦飯のみを食しているもの或は馬鈴薯ばかり食していて朝食か昼食のいづれかをぬきにして二食にしていると云ふものもある。

昭和七年の夏は数年来にない炎天が続く、鹿沼町の周辺の村々では水田はひび割れ陸稲は枯死に瀕するという状態であった(67)。

数年来にない炎天続きで鹿沼町地方の用水は極度に減水を来し、到る処の水田に亀裂を生じている。殊に畑作は水分の不足で南摩・清洲・北大飼・菊澤村方面六十町歩余の陸稲は全く枯死に瀕し、最早どんなに降雨があつても蘇生の見込みがないので陸稲を引抜き後作の仕付けに着手したのものもある程で、上都賀郡農会では前記地方へ係員を出張せしめ調査と善後策に奔走中である。農民たちは鎮守の社に集つて雨乞ひに悲痛な叫びを挙げてゐる。

この酷暑と不況によつて八月の鹿沼町は閑散とした状況を呈していた(68)。

不況と酷暑に禍されて人口二万五千を有する鹿沼町の昨今の集散は極めて閑散で、十日十一日間の情況を見るに

省線鹿沼駅 乗車二五六人 降車三二五人  
東武新鹿沼駅 乗車二八七人 降車二五五人  
合計 乗車五四三人 降車五八〇人

で、更に宿屋二十三軒に対する投宿人員は男四五女五の僅五十名で、尚遊郭は全部に行渡らぬと云ふ不振を示している。

鹿沼町では貧困者の飯米について応急対策を講じるため、八月一日に方面委員会を開き、政府所有米を払い下げて、各町惣代と方面委員が該当者を調査して有償配布することを決定したが、この募集に対しては申込者が殺到した(69)。

鹿沼町では既報の如く全町中約一割の貧困者に対し政府所有米四百四十七俵を払下げ配給せんとして募集した処、申込人が殺到し中には該当程困らぬ者もある等で配給に困難を生じ紛糾を

起す怖れがあるので、廿二日午後二時より緊急町会を開き種々協議した結果大体左の要項で違算なく配給することに決定した。

一 払下米の配給は実際に飯米購入に窮するものとし、これが選考は町議中の八委員と各方面委員に一任する。

二 払下米四百四十七俵は精米とし、一戸一升以上一俵以下とし一升金十三銭の割合とする。

三 代金は一時払込み困難のものは分割払込とし、払込金だけづ、配給する。

四 配給は二十五日までに選考し九月一日より実施する。

鹿沼町では八月三十日に役場で飯米配給の委員会を開いて配給申込者の人選を行った。その結果、申込のあつた九四七戸・人員四五六八名から該当者七七五戸・人員三七一三名を選んで九月三日までに精米して配給することになった。九月一日の「下野新聞」の記事には各町ごとに対象となつた戸数・人員と配給米の数量が掲載されている(70)。

この年には失業救済農村振興の町村土木工事すなわち時局匡救事業が開始され、北押原村地内県道赤石橋の工事、中田町・御成橋町の道路工事などが実施された。これらの工事によつて鹿沼町および付近の失業者には男一人七〇銭・女一人四二銭の日銭が入ることとなった(71)。

上都賀郡鹿沼町職業紹介所では失業者救済農村振興の町村土木工事が俄に開始されたので連日多数の人手割当や斡旋に多大忙を極めてゐるが、北押原村地内県道赤石橋の工事は去月着手明春四月宅成の見込みで使用人夫九千四百三十五人中既に九百六十二人を出している外、同町中田町及御成橋町の道路工事も百余名を出しているし、今後各町村工事が順次着手に従ひ一層繁忙を来す筈だが、御陰で同町並付近の失業者は男一人七十銭女四十二銭の日銭が入るので何れもホクホクの態である。

### (七) 町営電気事業計画

鹿沼町における電灯料値下げ運動の発生については前述したが、昭和八年(一九三三)になると鹿沼町では町営電気を計画する動きが出てくる。町当局の方針としては、鹿沼町の電気設備一切を東電から譲り受けて同社より電力供給を受けることにするというものであった。実現の暁には料金が軽減され、町当局でも相当の利益を得られるということで、一般町民からも実現を期待されていた<sup>(72)</sup>。鹿沼町では町会議員が県外の産業・自治事務の視察を行った際に富山市営電氣局を視察し、電氣局長が鹿沼町出身であったので歓迎されて電氣市営法について詳細な説明を受けることができた。町当局はこれを参考資料として具体的計画を進める模様であることを『下野新聞』は伝えている。記事では計画について次のように述べられている<sup>(73)</sup>。

(前略) 現在同町の点灯数は約二万灯だが、町営電気が実現の暁は一灯五十円即ち百万円で東電から一切の電氣設備を買受け十ヶ年の年賦償還とし、償還中の電灯料金は現在より二割安くなり皆済になれば約半額になると云はれ、早くも町民は実現を希望しているが之に要する電力は東京から供給を受ける予定で、目下同町の電灯料金は一ヶ月約一万四千円と云はれている。

しかし、買取費をめぐる双方の主張の開きから計画実現は困難であると予想されていた<sup>(74)</sup>。

既報町営電気を立案中の上都賀郡鹿沼町では、愈具体案が出来上つたので来月早々町会を招集提案し可決すれば委員を挙げ直に東電会社に折衝を開始する模様だが、何しろ六十万円乃至七十万円と云ふ買取費を要する所から両者の主張に大きな開きがあり、従つて一致点を見出す迄には相当の時日を要するものと見られている。

鹿沼町では九月一九日に町会を招集し、町営電灯問題を建議案として提出し、調査委員を選出して具体案を作成することとなつ

た<sup>(75)</sup>。町会では、町営電灯経営の件については条件付きで町当局に一任ということになった。その条件とは以下の四点である<sup>(76)</sup>。

- 一、町当局に於て立案すること
- 二、町有志の座談会を開くこと
- 三、委員を挙げて調査研究すること
- 四、適当なる予算を計上すること

町当局では元東電鹿沼出張所に勤務していた人物を起用して町営電氣事業の具体的調査を開始した<sup>(77)</sup>。

(既報) 鹿沼町当局の懸案として二万余千町民から等しく実現を期待されている町営電氣に関する具体案作製に就て、当局では元東電鹿沼出張所に多年勤務し電氣事業に精通する大塚惣平氏を起用し同氏をして目下全町に互る電氣設備の實際的調査を進めているから、該案が完成を告げれば当局は既定方針に則り今年度中に町会議員並町有志を交へて座談会的協議会を開き確乎たる方針を立て直に東電会社と折衝を開始するものと見られている。

翌九年に調査は完了し、具体案の作成が進められたが、町当局の見込んでいた買収額は六、七十万円程度と推定された<sup>(78)</sup>。そして二月下旬招集の町会へ計画案を提案し、正式決定すれば委員を選任して東電側と折衝することになった<sup>(79)</sup>。三月二三日の町会では、町営電氣事業に関する委員九名が選任された<sup>(80)</sup>。

その後の経過については、後述のごとく、昭和十一年から再び電灯料値下げ運動が展開しているので、町営電氣事業は実現しなかつたものと考えられる。

### (八) 鹿沼町予算と五大重要案件

昭和九年になると鹿沼町各商家は不況対策を迫られた。鹿沼町の商家は農村部の住民を主な顧客としていたが、肥料、食料品、雜貨、日用品などは産業組合によつて比較的安価で配給されるようになったのに加えて、鹵値安と水稻の減収予想などで農家の購買力が著し

く減退したため、もはや大売り出しや廉売では以前のようには客が呼べなくなったのである(81)。

端境期に入った上都賀郡地方の農村では飯米不足が米価の急騰でいよいよ深刻となった。中には立毛を抵当に飯米を購入して急場を凌ぐべく奔走するという悲惨な農民もあり、米穀商人の手持ちの米も減少して何とか得意先を守っている状態であった(82)。さらに秋には栃木県下の農村を冷気が襲った。この年の県下農村は風水害や冷害などによって農作物に被害を既に受けていたが、その上に収穫期を目前にして冷気が被害をさらに拡大したのである。上都賀郡でも大麻や水稲を始めとして大きな被害を受け、郡の農作物損害総額は三〇万円を突破するという状態であったという(83)。

このような状況下での米価高によって、鹿沼町においては「下層民」の生活が脅かされるに至った。そこで、その対策として鹿沼町では一〇月八日に急施町会を開いて、政府米の払下げを協議した。その結果、取り敢えず一〇〇〇俵を二回にわたって払い下げ、方面委員その他と協力し、戸数割三以下以下の範囲から該当者を調査の上、実費で配給することが決定された(84)。第一回目として五〇〇俵分の配給が一月下旬から開始されたが、配給から一週間が過ぎた時点で三〇〇俵がまだ残っているという状態であった。これは該当者の細民のうち、まだ購入していない者が一八〇余名の多数に上っているからであったが、彼らは多くが購入資金すら欠乏していたのである(85)。

昭和戦前期の鹿沼町行政の展開において、昭和九年(一九三四)は一つの画期をなす年であるといえる。鹿沼町では小学校新築・隔離病舎移転改築・小学校東校講堂増築のため、これに要する費用一五万円を起債し大蔵省預金部から借り入れることを決定し、昭和九年一月一五日に県へ借入を申請した。その償還方法は年賦で昭和九年度より五ヶ年据え置きで昭和二九年度に皆済となるというものであった。不況下での滞納増加による財政難状況であっても、これらの町行政としての課題に対応しなければならなかったのであり、そ

れゆえの起債申請であった。

先ず小学校については、同町の全児童は四二七七人という夥しい数を示し、これが高等小学校と東西両尋常小学校の三校に就学していたが、児童の増加率は一ヶ年平均一五〇余を示すという状態であった。そのため昭和七年度において早くも既設の校舎では収容困難となり一学級七〇余名に達し、教育上および衛生上からみても好ましくない状態であるので町会で新築が決定されたのである。新築する小学校は昭和一〇年度の開校と同時に一〇〇〇名の児童を二〇学級に収容して他の小学校の収容難を緩和し、その後に通学区を改めて児童を向こう七ヶ年間収容して三〇学級にするという計画であった。その建築費は、以下のようになっている。

校舎建物費	一一〇〇〇〇円
敷地整理費	五〇〇〇円
設備費	一〇〇〇〇円
合計	一二五〇〇〇円

(敷地買収費二二〇〇〇円を除く)

次に隔離病舎については、大正七年一〇月に新築開舎したものであるが、昭和四年四月に一〇間と離れていない所に東武日光線が開通し、その振動が患者の治療上に支障をきたすようになり、また、隔離病舎の存在が周辺の町々の発展を阻害するものとして憂慮されていたこともあり、その移転問題が発生したが、移転先をめぐっては対立が生じて決着をみなかった。それが今回ようやく移転先が決定し、町当局は移転と同時に病室その他に改築を加えて病舎増築も行う予定であった。それらの費用は以下のようになっている。

病舎専用道路敷地買収費	三〇〇〇円
道路施設及病舎敷地整理費	二二〇〇円
設備費	一〇〇〇円
移転及改築費	八五〇〇円
増築費	五五〇〇円
合計	二二〇〇〇円

(但し内五〇〇〇円県費補助)

小学校東校講堂の増築費は一〇〇〇〇円となっており、以上の三つを合計すると一五〇〇〇〇円となるわけである(86)。

この小学校新築の問題を始めとして、鹿沼町では昭和九年度予算の編成にあたって、町営電灯、隔離病舎移転、小学校新築、消防組の改革(自動車ポンプ購入)、鹿沼古峰原線県道延長足尾道路路改修という五大重要案件の遂行に要する多額の事業費を予算に計上せねばならなかった(87)。

その結果、鹿沼町の昭和九年度予算案は前年度に比較して約倍増して約三〇万円余となった。中でも教育費は八九九二二円で総予算額の三分の一を占めていたが、これに対して町当局は少なくとも五、六千円を削減するものとみられていた。いうまでもなく、こうした膨大な予算をいかに運用するかは町当局にとって大問題であった。先にみた如く町当局は大蔵省預金部へ一五万円の起債を申請していたが、県当局によると九年度中の認可は覚束ないということであり、且つ預金部では起債額の六割すなわち九万程度しか貸し出さないといいことであるので、予算の運用については相当の困難が予想されていた(88)。

膨張する教育費の問題は小学校併置問題を発生させた。すなわち鹿沼町では年々就学児童の増加にともない教育費が膨張していくため、この緩和策として高等小学校を小学西校に併置してはどうかという案が出て、二三日招集の町会へ提出されるに至ったのである。これが実現されることになると、学級編成によって或いは二、三の教員の「犠牲者」が出るのではないかと両校の教師間に不安が起ったが、学校当局は「教育の理想からすると芳しくないが、町財政上致仕方あるまい」と語っていた。もし併置案が実施されると、校長給料及び諸手当約一五〇〇円と、高等小学校教員一八名に尋常科を兼任させると約三六〇〇円の国庫補助があり、これに施設その他を加えても大体において約五五〇〇円余が浮くことになると試算されていた(89)。この小学校併置問題は二月二七日の町会へ提出され、

町財政上の問題もさることながら教育上からみてどうかという理由で賛否両論となったが、結局原案通りに本年四月から実施されることとなった。併置によって鹿沼尋常高等小学校は学級数五〇という県下の大小学校に再びなることになった。この決定は四月という異動期を控えた鹿沼町教育界へ衝撃を与えた。すなわち、現在独立している高等小学校の小学西校への併置によって、当然校長の異動が生じるということである。この点について『下野新聞』は次のように報じている(90)。すなわち、高等小学校・小学西校・小学東校の三校長は、

(前略)若し町当局から右の併置校に関し意見を求められたら如何なる答弁をするかに就て打合せを行った結果、

其は行政に関する事であるから併置の適否を評さず教育の理論に依る同一意見を述べやう

と云ふことを申合せ更に前記の如く万一校長に異動を生じた場合は努めて従来の交友関係を絶たぬやう或種の申合せを為した模様である。(後略)

さて、予算案は結局、一四三三五二円も前年度から増加して約倍額の三二〇三八七円という膨大なものとなり、二月二三日開会の町会の議案となった。その他の議案も予算案に関連した重要案件であったので、先ず当局の予算説明があり、二四日から三日間議案調査のため休会、二七日継続町会を開催するという予定となった(91)。

継続町会は二七日に開会し、翌二八日に予算原案に一部分の修正を加えて可決した(92)。

一五万円の起債の大蔵省預金部への申請に対しては、小学校及び講堂新築分一〇万円と隔離病舎移転改築費分一万円が割当となった。すると問題は不足分の四万円である。町当局は町基本財産と小学校基金を一時運用しても予算額に達しない場合は、他から一時借入を行って遅くとも九月中には入札に付して事業に着手する方針であった(93)。

### (九) 衛生行政と消防行政の展開

大正一五年の塵芥汚物処理の町営事業化にもかかわらず、昭和期になつても鹿沼町の衛生状態は改善しておらず、汚物が散乱するなど不衛生を極めており伝染病も流行していた。そこで昭和九年には引き続き衛生観念の普及の努力がなされるとともに、巡視隊を組織して人夫を督励して汚物の一掃に向けた努力が続けられた(94)。

鹿沼町では溝渠が町の中を流れ、町民の無自覚と其筋の取締不徹底から汚物を道路や溝渠に抛棄するがま、に委せ頗る不衛生を極め、伝染病等も流行し夏等は通行人も鼻をつまんで通ると云ふ有様だつたが、今春から汚物掃除法が適用されているのに衛生状態がかゝる有様では町の体面を汚すばかりでなく、衛生上から見しめ決して香ばしいことでないといふので警察署、消防組と協力し印刷物其他の方法で一般町民に公共衛生思想を喚起せしめる一方、目下巡視隊を組織し人夫を督励して汚物の一掃に努力しているのが、近く同町の衛生状態は面目を一新するだらうと一般から喜ばれている。

また、この年には鹿沼町衛生組合は塵芥焼棄場の改善を決定し、さらに撒水自動車による撒水の実施へ向けて準備を開始した(95)。

上都賀郡鹿沼町衛生組合では保健衛生のより徹底を期すため不完全な塵芥焼却場を町有志の篤志寄付を募つて大改善を加へることになつたが、更に之を契機として車馬の通行する道路に面した区域を以て撒水組合を設置し撒水自動車を購入して今月中旬頃から撒水を実行し道路に涼味を添へる方針で目下準備を急いでいる。

消防行政については、昭和九年に大規模な消防組の改革すなわち消防機器の变化や消防組の組織変更が実施されていることが注目される。その改革案は従来の一部編成を改廃し、新たに購入する自動車ポンプ二台を町の中央部に備え、従来のガソリンポンプを四方に配備し、これに水路部を加えて七部編成とし、消防手宅へは非常ベルを設置するというものであった(96)。消防組の改革については、

町当局では昭和九年度予算に二万円の改善費を計上した。購入することになつていた自動車ポンプ二台が完成したので機能試験を行つたところ結果は良好ということ、警視庁の検査を受けた上で近く引き取る運びとなつた。そこで、九月中旬頃までに一部の消防組を解散して、新たに役員と壮年の消防手を選任して自動車ポンプにガソリンポンプ四台を加えた消防組を再編成し、人員と器具を大きく節減するとともに防火・警備の完璧を期するという改革が断行されることになつた(97)。

一〇月一三日には鹿沼町消防組の解散式が今宮神社で挙行され、正副組頭を除く消防組役員三六名に解職辞令が交付された。新編成となる消防組の人員は二二八名で、その内訳は正副組頭二名、喇叭手・伝令一〇名、自動車ポンプ一部二二名が二部、ガソリンポンプ一部二三名が四部といふものであつた(98)。解散式当日には消防組の役員が新たに決定され、部長一名計六名・小頭二名計一二名・水路部長一名が任命された。「下野新聞」によれば、任命に際しては水面下で政党的な策動を試みる者もあつたが、消防組の最高役員・関係者は、消防組が政党的に利用されることはあつてはならないとして、慎重に役員任命を行つたといふ(99)。

しかし、この消防組の改廃は消防組と町当局との対立を生じさせた。町当局は役員任命は消防組の権限に属するが、組織の改廃は町長の権能により実施されるべきものであり、消防組による改廃の実施は明らかに越権行為であると非難した。これによつて消防組の改革は政治問題化したのである。なお、この問題の背景には政党内閣の対立が存在すると「下野新聞」は報じている(100)。そのため同月一九日に急施町会が招集されて、町当局作成の消防組改廃編成案を議論したが紛糾して議決は見合わせとなり、改めて町会において円満解決策を講じることになつた(101)。その後、助役・鹿沼署長・消防組頭に政友会派の長老と民政党派の町議らを加えた折衝が数回実施された結果、双方が譲歩的態度を示すに至つた。すなわち、鹿沼署長が示した次のような折衷案に双方が譲歩する姿勢をみせた



のである(102)。

自動車ポンプ二ヶ部を消防本部(鹿沼署)所屬とし、全町を四区域に分けてガソリンポンプ四ヶ部とする六ヶ部を編成し、任命された新役員を適当に配置してはどうか。そして二三日の夜半に双方が折衷案を受け入れ、ようやく解決をみるに至ったのである(103)。

その結果、二九日付で一部の旧消防組を廃止して、新たに以下のような六部の消防組に改定することになった(104)。

自動車ポンプ二台を警察署構内に置く。之を第一部(ダッチ)・第二部(シボレー)と部番を付す(区域は全町とす)。御成橋・泉・戸張・上材木・天神・久保・上横の各町を一区画とし、第三部とす。

仲・石橋・下材木・寺・蓬萊・鳥居跡・下田・萬・下横・五軒・中田の各町を一区画とし、第四部とす。

今宮・麻芋・西鹿沼・花岡の各町を一区画とし、第五部とす。

上田・下府所・東末廣・末廣・吾妻・朝日・上野・貝島・文化橋の各町を一区画とし、第六部とす。

各部の機械器具置場

第三部は旧一部置場

第四部は旧七部置場

第五部は旧九部置場

第六部は旧十部置場

そして十一月一日には今宮神社で新消防組の宣誓式が行われた(105)。

### (一〇) 都市計画の展開

昭和戦前期の鹿沼町行財政の展開において、昭和九年(一九三四)が画期として注目すべき理由の一つは「大鹿沼」建設へ向けた都市計画が展開し始める年であるということである。内務省では都市計画法第一条の規定により、栃木県管下の各町村を指定する旨を四月二〇日に告示した。その際、鹿沼町も指定された(106)。

鹿沼町では九月に招集される町会において、都市計画委員会官制第二項第四号によって町会議員の中から委員二名を選任し、区域の実測その他都市計画の基礎作業を進めることになった。この段階で計画区域には北は菊沢村武子の一部と玉田の全域、南は北押原村の上殿と村井のほぼ全域が編入されるものとみられていた(107)。鹿沼町では一月二四日に役場において、鹿沼町長、北押原村・菊沢村・北犬飼村の各村長と県から派遣された技師とで都市計画について協議会を開き、基礎計画通りに地域を決定した(108)。

鹿沼町の都市計画区域は、鹿沼町中央部を中心として周囲四キロにわたるもので、北押原村と菊沢村の全部と北犬飼村の一部を編入して大鹿沼都市を建設するというものであった。これについては関係村でも大体において異存はなかった。昭和一〇年(一九三五)に入ると鹿沼町では近く青年団に依頼して、その総動員のもとに計画の基本となる区域内主要道路の交通量等の調査を実施することになった(109)。さらに都市計画の基礎となる道路網の完備を計るため、元県道路技師を起用して基本調査に着手した。計画区域は北押原村、菊沢村、北犬飼村の一部(茂呂)、南北約四里・東西二里余、これに含まれる人口は約三万というものであった(110)。

鹿沼町の都市計画区域決定に関する主務大臣の諮問に対し、答申を行うための町会が昭和一〇年七月三〇日に招集され、答申案が審議に付されることになった。その「理由書案」によれば、区域決定の趣旨は次のようなものであった。計画区域は都市計画法第二条の規定に基づき、交通機関の利便によって約三〇分で鹿沼町の中心に到達できる範囲を基本とし、地勢・行政区画の關係などを考慮し、北は菊沢村、南は北押原村と、その中間に位置する北犬飼村の一部(大字茂呂)を計画区域とした。これらの地域は何れも鹿沼町と社会的・経済的に緊密な関係があるので、鹿沼町と包含して市街地化する計画を立てたわけである(111)。町会では答申案は満場一致で可決され、さらに計画において先ず第一に必要な航空写真を経費三五〇余円の子算で航空会社に撮影を依頼することになった(112)。

この答申である鹿沼町の都市計画区域案は、九月一三日の栃木県議会都市計画地方委員会に付議され、同日に原案通り可決された。

さらに鹿沼町では道路網をいかに決定すべきかについて、昭和一年二月一〇日に県から主任技師を招いて町役場で都市計画委員会を開いて協議し、決定案を内務省に提出することになった(118)。

### (一一) 昭和期の電灯料値下げ運動

引き続き不況のために鹿沼町の町税滞納額は昭和一〇年に入っても増加していった。町当局は月賦納入などの方式によって滞納整理にあたっていった。しかし、鹿沼町の町税滞納額は、昭和九年度一三〇〇〇円に過年度分を加えて昭和一〇年一月の段階で三三〇〇〇余円の巨額に達し、町当局の頭痛の種となっていた(114)。

昭和一〇年の上都賀郡では水稻苗代が冷水被害によって苗腐れが続出し、特に山間部では全滅に瀕したところもあった。昨年の冷害による凶作に続いて、またしても上都賀郡の農民は大きな打撃を受けたのである(115)。この年は冷害に加えて長期間の冷雨があり、上都賀郡では大凶作となった。上都賀郡町村長会議は一〇月一六日に県に救済策を求めて陳情することを満場一致で決議した(116)。

この状況下において鹿沼町農会では農家の飯米窮乏状況について調査を実施した結果、来年度になって五月から九月までの五ヶ月間にわたって二六〇戸が深刻な窮乏状態すなわち飯米難に陥ることが判明した。そこで、その緩和策として政府米三〇〇石を払い下げる手続きを取るようになった(117)。上都賀郡農会の調査によれば、今回の大凶作によって来年の端境期頃には総戸数の七割が深刻な飯米難に脅かされるおそれがある村も郡内にはあるという状態であった(118)。

こうした農村の経済状況は鹿沼町の経済にも大きな影響を及ぼした。鹿沼町商店街では昭和一〇年暮れから昭和十一年一月三日まで、二重景品付きという鳴り物入りの大宣伝をして連合大売出しを行った。しかし、顧客の大半を占める農家は昨年の冷害凶作で赤字を出

し財布の紐が固くなったため、売上は予想よりも大幅に減少した。この不景気は煙草の売れ行きにも影響し、小売店では昨年の同時期に比較すると全く話にならないほど売上げが減少したという(119)。

昭和十一年(一九三六)一月二二日の鹿沼町町会では鹿沼町長と助役が新たに決定されたが、その際に町長は年俸一二〇〇〇円を一〇〇〇円に、助役は一〇〇〇円を九六〇円に、それぞれ減俸を申し出ている。これは鹿沼町の町税滞納額が六万円もあったためである。また、この町会では電灯料値下げ運動の実施が町議によって提起され、満場一致で可決されていることは注目に値する。ここから再び電灯料値下げ運動が展開することになるのである(120)。

電灯・電力料金は産業の展開において、コストとして少なからぬ影響を及ぼすものである。その意味で電灯・電力料金の高低は産業の消長に重要な関係があるといえる。ましてや不況下においてはなおさらであり、住民生活の支出面に及ぼす影響も少なくない。鹿沼町当局では値下げ問題は鹿沼町単独の問題ではないとして、各地の料金などを調査の上で町会で協議し、運動方針が決定したら各町村と連絡協議して運動を開始する方針であった(121)。また、運動の遂行に際しては委員を選出するとともに、料金値下げ運動だけではなく火災保険料払込金値下げ運動もあわせて実施することになった(122)。

六月二〇日には町長と実行委員が東電支社において西支社長と会見したが、支社長は町側の要求である料金の一割引き下げについては本社から連絡が未だにないので回答できないと述べた。これに対して実行委員等は対応が不誠意であるとして憤慨し、席を蹴って退場したので交渉は決裂した(123)。

そこで二二日の町会終了後に町会議員全員協議会を開催し、今日明日中に町惣代を町役場に招集して運動の認識を徹底させて町民に働きかけて値下げ賛成調印を取り纏め、さらに上都賀郡町村長会へ報告して全郡一致、統一化した強固な闘争団体を結成して東電と交渉する方針を固めた(124)。また、二四日に町惣代会議を役場で開催

することに成り、そこにおいては三〇名の町惣代に全町民から値下げ賛成の調印を取り纏めさせた上で運動を展開することを決定する予定であった(125)。

二四日に役場で開催された実行委員と各町惣代の合同協議会で運動の実施方法を協議した結果、県・東電・通信省へ提出する陳情書三通を作成し、予定通りに運動の趣意書に基づいて町惣代に全町四五〇〇戸の需用者から賛成調印を取り纏めさせ、その上で上都賀郡町村長会議を招集して郡の団結を図って運動を展開するという事になった。さらに、もし値下げ要求が受け入れられない場合は、最後の手段として全町の電灯料金を供託して持久戦に出るといふ二段階の戦術をとる方針を決定した(126)。二五日には鹿沼町長名で調印取り纏めの依頼状を各町惣代宛に発送した(127)。二六日には東電に提出する料金値下げ要求書が完成したので、今日明日中に三〇名の各町惣代を動員して一斉に調印取り纏めに着手することになった(128)。

また、多年の懸案であった火災保険料率の引下げについても並行して運動を実施することになっていた。具体案を協議した結果、大日本火災保険協会長に料率引下げの請願書を提出することに決定した。町長は委員ら五名とともに七月三日に上京して東電社長を訪問して要求書を提出し、さらに保険料率引下げ請願書を保険協会長に提出することになった(129)。

電灯電力料金値下げ運動は東電を相手に難航一ヶ月に及んだが、栃木県当局の側面折衝によって急転直下、会社側は遂に値下げを実施することになった。鹿沼町では上京中の町長を呼び戻して町役場で町会議員に各町惣代を加えた合同会議を開いて経過報告を行い、その結果運動を打ち切ることが承認されて値下げの時期を待つことになった(130)。

焦点は火災保険料率引下げ運動へと移行した。鹿沼町では保険協会へ陳情書を提出していたが、これに対し協会側は役員会で要求を否決する構えをみせた。これに対して町当局は九月一九日に町役場

において町内の各種代理店主一七名の出席を求め、引下げ問題について協議を行った。鹿沼町は宇都宮・栃木・佐野の各市街地に比較して消防の設備、水利の便、家屋構造などについては何らの差はなく、消防・水利についてはむしろ優れているにもかかわらず、料率が二割九分も高率であるのは不当であるというのが町側の意見であった(131)。鹿沼町の各火災保険代理店主三〇余名は町当局の方針に基づいて保険料率引下げ運動に乗り出すことになり、系統会社へ近く料率引下げ陳情を行うことになった(132)。

一月三〇日に栃木県当局は、電灯電力料金値下げ運動関係各団体代表五〇余名を集めて知事と警察部長が値下げ案を提示して説明、承認を求めたところ、全員が了承した。これを受けて東電では一月一日より値下げを実施することになった(133)。

### むすびにかえて

以上、町村制施行前後から昭和戦前期までの鹿沼町について概観してきたが、最後に戦時・戦後期への展望を述べるとを以て、むすびにかえることにしたい。

昭和一二年(一九三七)七月には日中戦争が開始された。鹿沼町の町々では出征兵士送別会が七月末から頻りに開催されるようになった。同月には鹿沼防護団が結団され、八月には従来の鹿沼青年団を改組して、各町の青年団を統轄する連合青年団を結成することになった。戦争開始から二ヶ月が経過した九月の段階で、鹿沼町からは二三名が動員されていた。そのため、出征軍人遺家族に対する後援措置が問題化し、同月には町会で対策が審議され、町税・使用料・手数料減免が決定された。昭和一四年(一九三九)四月には鹿沼町警防団が結団された。昭和一五年(一九四〇)になると鹿沼町と地域住民組織である各町は戦時体制へと編成されていく。鹿沼町の行財政に関する制度は「新体制」に対応して大きく変化し、各町は「町内会」として制度化された。昭和一八年(一九四三)には「大鹿沼」の建設へ向けた動きが進展していく。菊沢村、北犬飼村、

北押原村、東大芦村という隣接四ヶ村の合併が計画され、急速に推進されていったが、政府の方針により昭和十九年（一九四四）三月に中止されてしまう。また、昭和一八、一九年段階になると鹿沼町でも戦没者の数が増加し、出征軍人遺家族後援問題はさらに深刻化していった。昭和二〇年（一九四五）の敗戦を経て、戦後の鹿沼町では地方自治法に基づく新たな地方行政が遂行されることになった。また、戦時体制以降の「町内会」は廃止となり、新たな地域住民組織である自治会として出発することになる。そして昭和二三年（一九四八）には鹿沼町は市制を施行して鹿沼市となった。さらに、昭和二九年（一九五四）の七ヶ村との合併、昭和三〇年（一九五五）の二ヶ村との合併という二度の合併によって、「大鹿沼市」が誕生することになるのである（その後、昭和三二年に宇都宮市古賀志町の一部を編入）。

(1) 地域住民組織の構造と機能については、高木鉦作「東京市町会の事業と運営―一九二〇―三〇年代―」（國學院大學紀要）第二五巻、一九八七年）、玉野和志「近代日本の都市化と町内会の成立」（行人社、一九九三年）、鳥越皓之「地域自治会の研究―部落会・町内会・自治会の展開過程―」（ミネルヴァ書房、一九九四年）などを参照。また、市制において規定されている市と地域住民組織としての町との関係については、高岡裕之「第一次世界大戦後における地方都市政治の基礎構造―和歌山市を事例に―」（『ヒストリア』一三三三号、一九九一年）、同「町総代制度論―近代町内会研究の再検討―」（都市史研究会編『年報都市史研究3 巨大城下町』山川出版社、一九九五年）を参照。

町村行政について検討したものとしては、大石嘉一郎「地方自治制の確立」（遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（岩波書店、一九八七年）所収、のち大石嘉一郎『近代日本の地方自治』（東京大学出版会、一九九〇年）所収）、大石嘉一郎・西

田美昭編『近代日本の行政村』（日本経済評論社、一九九一年）、筒井正夫「農村の変貌と名望家」（坂野潤治他編『シリアズ日本近現代史2 資本主義と「自由主義」』（岩波書店、一九九三年）所収）、「特集 近代日本の町村事務」（『京浜歴史科年報』第一号、一九九七年）などを参照。

- (2) 本稿の内容に関しては、以下のものを併せて参照されたい。
- 『鹿沼市史叢書一 鹿沼町事務報告書』（鹿沼市、一九九八年）、拙稿「解説一」明治・大正期の町村事務と「事務報告書」（前掲「鹿沼町事務報告書」所収）、奥田晴樹「解説二」明治期の「鹿沼町事務報告書」（同書所収）、功刀俊洋「解説三」大正期の「鹿沼町事務報告書」（同書所収）、『鹿沼市史叢書三 鹿沼町町会議事録件名目録』（鹿沼市、一九九九年）、拙稿「解説」明治・大正期の「鹿沼町町会議事録」と鹿沼町行政」（前掲「鹿沼町町会議事録件名目録」所収）、拙稿「町村会議事録」にみる町村行政の展開―明治・大正期の鹿沼町―」（かぬま 歴史と文化）鹿沼市史研究紀要第四号（一九九九年）、『鹿沼市史 前編』・『鹿沼市史 後編』（鹿沼市、一九六八年）、『鹿沼市史 資料編 近代代1』（鹿沼市、二〇〇〇年）、『鹿沼市史 資料編 近代代1 別冊 鹿沼町歳入歳出決算書』（鹿沼市、二〇〇〇年）、拙稿「鹿沼町御成橋地区の住民組織についての歴史的考察―町村制施行前後から戦時体制まで―」（かぬま 歴史と文化）鹿沼市史研究紀要第六号（二〇〇一年）。
  - (3) 「道路改良」『下野新聞』明治一七年八月二二日。
  - (4) 「鹿沼宿商況」『下野新聞』明治一七年三月二九日、「鹿沼宿商況」『下野新聞』明治一七年一〇月一三日、「鹿沼宿の近状」『下野新聞』明治一八年五月二八日。
  - (5) 「鹿沼宿の戸」『下野新聞』明治一九年二月二五日。
  - (6) 「鹿沼近況」『下野新聞』明治三二年四月一七日。
  - (7) 「昨今の鹿沼町」『下野新聞』明治三七年六月一四日。

- (8) 「鹿沼町の近況」『下野新聞』大正二年八月二日、「鹿沼地方の不況」『下野新聞』大正二年二月五日。
- (9) 「鹿沼電灯問題」『下野新聞』大正二年二月二〇日。
- (10) 「鹿沼の電灯値下問題 鹿沼町民の大憤激」『下野新聞』大正二年五月九日。
- (11) 「電灯需用者の建議」『下野新聞』大正二年五月一〇日。
- (12) 「鹿沼の電灯問題」『下野新聞』大正二年五月三十一日。
- (13) 「電灯料値下運動経過」『下野新聞』大正二年六月一日。
- (14) 「鹿沼の電灯問題」『下野新聞』大正二年六月四日。
- (15) 「鹿沼の電灯問題」『下野新聞』大正二年六月五日。
- (16) 「内払者は断然停電」『下野新聞』大正二年六月六日。
- (17) 「電灯取外延期」『下野新聞』大正二年六月七日。
- (18) 「鹿沼の電灯料問題」『下野新聞』大正二年六月十五日。
- (19) 「鹿沼の電灯問題」『下野新聞』大正二年七月一七日。
- (20) 「鹿沼の電灯問題」『下野新聞』大正二年八月五日。
- (21) 「鹿沼町の景気」『下野新聞』大正三年一〇月一日、「歳晚の鹿沼商況」『下野新聞』大正三年二月一八日。
- (22) 「上田町分離請願」『下野新聞』大正四年五月五日。
- (23) 前掲「鹿沼町事務報告書」三七頁。
- (24) 「鹿沼工場生産 年額二百万余」『下野新聞』大正七年四月三日。
- (25) 「女工奪取猛烈」『下野新聞』大正七年三月二二日。
- (26) 「鹿沼町の人口」『下野新聞』大正八年三月三十一日。
- (27) 「鹿沼町付近の細民状況」『下野新聞』大正六年二月一八日。
- (28) 「鹿沼廉価販売」『下野新聞』大正七年四月一三日。
- (29) 「鹿沼細民喜ぶ」『下野新聞』大正七年四月一五日。
- (30) 前掲「鹿沼町事務報告書」六三頁。
- (31) 「溝渠付替改修」『下野新聞』大正二年九月一日。
- (32) 「下野新聞」大正二年五月二日、「下野新聞」大正二年五月八日。
- (33) 前掲「鹿沼町事務報告書」七七頁。
- (34) 「鹿沼小学校増築 落札決定 工事着手」『下野新聞』大正二年五月一九日。
- (35) 「鹿沼町債近く許可 総額四万二千 学校増築財源」『下野新聞』大正二年八月一八日。
- (36) 「塵芥の山」『下野新聞』大正二年一月二四日。
- (37) 「鹿沼大火」『下野新聞』大正七年二月一日。
- (38) 「鹿沼の大火」『下野新聞』大正一〇年二月三〇日。
- (39) 「鹿沼大火」『下野新聞』大正一三年二月二六日、前掲「鹿沼町事務報告書」八一頁。
- (40) 「日本一大きくなる鹿沼小学校 七十学級以上に」『下野新聞』昭和二年一〇月二三日。
- (41) 「全国で有名な鹿沼小学校が三つに分かれる」『下野新聞』昭和四年二月一九日。
- (42) 「鹿沼北盛会」『下野新聞』昭和四年五月一七日。
- (43) 「北盛会演説会」『下野新聞』昭和四年六月二二日。
- (44) 「鹿沼南部発展」『下野新聞』昭和四年六月一日。
- (45) 「隔離病舎移転問題」『下野新聞』昭和四年六月五日。
- (46) 「鹿沼町有志 東武鉄駅設置運動準備」『下野新聞』昭和四年二月二七日。
- (47) 「鹿沼の発展 新築家屋続々」『下野新聞』昭和五年六月一八日。
- (48) 「鹿沼町会紛乱 決算は全部を承認 校長給低減を可決」『下野新聞』昭和四年二月二五日。
- (49) 「鹿沼校長の減俸問題 成り行き如何」『下野新聞』昭和五年一月八日。
- (50) 「鹿沼の町税 未納多く 整理却々困難」『下野新聞』昭和五年七月一日。
- (51) 「鹿沼町滞納整理」『下野新聞』昭和五年二月二五日。

- (52) 「鹿沼の滞納五万 整理に悩む」『下野新聞』昭和六年一月二〇日。
- (53) 「鹿沼農商校生 二十三名も退学 原因は不況の為」『下野新聞』昭和五年二月二三日。
- (54) 「鹿沼の街灯？」『下野新聞』昭和五年八月一〇日。
- (55) 「電灯料値下 鹿沼問題 いよいよ具体化」『下野新聞』昭和五年八月三〇日。
- (56) 「鹿沼全町に電灯料値下の気分濃厚」『下野新聞』昭和五年八月三一日。
- (57) 「鹿沼町予算 教育費一割を減ず」『下野新聞』昭和六年二月一五日。
- (58) 「鹿沼教員には賞与支給ない」『下野新聞』昭和六年二月一七日。
- (59) 「鹿沼の帝麻大活気 注文が殺到」『下野新聞』昭和七年三月一〇日。
- (60) 「鹿沼青年团组织目下準備」『下野新聞』昭和七年五月二七日。
- (61) 「鹿沼救護方法」『下野新聞』昭和七年三月三日。
- (62) 「鹿沼の出征遺族後援会」『下野新聞』昭和七年三月六日。
- (63) 「鹿沼衛生組合活動」『下野新聞』昭和七年三月二日。
- (64) 「極度の不景気で滞納ぞくぞく 悲惨な農村の現況」『下野新聞』昭和七年五月八日。
- (65) 「飯米を手放す農村の苦境 市街地また極度の不況 上都賀郡下の昨今」『下野新聞』昭和七年七月一六日。
- (66) 「鹿沼欠食児童調査 関係員調査」『下野新聞』昭和七年七月二八日。
- (67) 「鹿沼地方の旱害 陸稲枯死に瀕す 農民雨乞に悲痛な叫び」『下野新聞』昭和七年八月七日。
- (68) 「鹿沼町閑散」『下野新聞』昭和七年八月一三日。
- (69) 「鹿沼の飯米 配給対策成る」『下野新聞』昭和七年八月二〇日、「配給米の申し込み殺到し 鹿沼町大悩」『下野新聞』昭和七年八月二四日。
- (70) 「鹿沼飯米 配給総人員三千七百余人」『下野新聞』昭和七年九月一日。
- (71) 「匡救工事で鹿沼の失業者ホクホク」『下野新聞』昭和七年二月三日。
- (72) 「鹿沼町営電気を計画 一般に実現を期待」『下野新聞』昭和八年六月二〇日。
- (73) 「電気町営 鹿沼の計画 近く具体化の様相」『下野新聞』昭和八年七月一三日。
- (74) 「鹿沼町営電気案成り 愈来月町会へ」『下野新聞』昭和八年八月二八日。
- (75) 「町営電灯 いよいよ町会に提出 鹿沼の熱昂る」『下野新聞』昭和八年九月一五日。
- (76) 「町営電灯 鹿沼の協議 町当に立案方一任」『下野新聞』昭和八年九月二二日。
- (77) 「鹿沼町営電気事業計画 愈具体的調査開始」『下野新聞』昭和八年十一月二二日。
- (78) 「鹿沼町電灯問題 愈基礎調査完了 本月中招集の町会へ提出 六七十万円で交渉か」『下野新聞』昭和九年一月一四日。
- (79) 「鹿沼町愈々町営電灯実現に決る 正式決定は二月町会で直ちに東電へ交渉」『下野新聞』昭和九年一月二七日。
- (80) 「町営電灯問題付議の鹿沼町会を招集」『下野新聞』昭和九年三月二一日。
- (81) 「鹿沼各商店 不況対策考究」『下野新聞』昭和九年九月一五日。
- (82) 「飯米不足 立毛を抵当に融通 上都賀郡の惨状」『下野新聞』昭和九年一〇月三日。
- (83) 「惨々損害を蒙った上 今度は此冷氣 県下農村の窮乏深

刻」『下野新聞』昭和九年一〇月八日。

(84) 「一千俵の飯米を払下 鹿沼急施町会で議決」『下野新聞』昭和九年一〇月一〇日。

(85) 「鹿沼町政米払下 三百俵も残米 購入金にも欠乏」『下野新聞』昭和九年二月七日。

(86) 「鹿沼の起債 一五万円申請 小学校新築増築等で」『下野新聞』昭和九年一月一七日。

(87) 「予算編成に鹿沼町当局の頭痛 重要案件の遂行で」『下野新聞』昭和九年二月一一日。

(88) 「鹿沼町未曾有の膨大な予算編成 前年度に比し約倍増」『下野新聞』昭和九年二月一一日。

(89) 「鹿沼小学校併置問題 愈廿三日町会へ提案」『下野新聞』昭和九年二月二三日。

(90) 「鹿沼小学校併置問題 教育界へ衝動」『下野新聞』昭和九年三月二日。

(91) 「鹿沼町会 膨大な予算案 議員何れも頗る緊張」『下野新聞』昭和九年二月二五日。

(92) 「鹿沼町会 同町空前の大予算 一部の修正で可決」『下野新聞』昭和九年三月二日。

(93) 「鹿沼の起債 四万円不足 一時借入による？」『下野新聞』昭和九年八月一一日。

(94) 「鹿沼町不衛生 掃除法適用して汚物の一掃に努力」『下野新聞』昭和九年六月一七日。

(95) 「保健衛生に大改善 鹿沼衛生組が」『下野新聞』昭和九年七月九日。

(96) 「鹿沼消防 画期的の大改革案 円滑に進行」『下野新聞』昭和九年三月一一日。

(97) 「鹿沼消防組改善策 愈々具体化」『下野新聞』昭和九年八月一一日。

(98) 「消防組織 鹿沼の一大改革 愈けお解散式」『下野新聞』

昭和九年一〇月一三日。

(99) 「超政党的に役員任命 鹿沼町消防大改革」『下野新聞』昭和九年一〇月一六日。

(100) 「消防改革で鹿沼に問題 消防組と町当局対立」『下野新聞』昭和九年一〇月一七日。

(101) 「鹿沼消防改廃問題 急施町会議決を見合せ 円満解決策を講ず」『下野新聞』昭和九年一〇月二一日。

(102) 「鹿沼消防改廃の問題 双方譲歩的態度を示し明日中に円満解決か」『下野新聞』昭和九年一〇月二五日。

(103) 「折衷案通り無事解決 鹿沼消防問題」『下野新聞』昭和九年一〇月二五日。

(104) 「鹿沼消防 六部に改定 円満解決を告げて」『下野新聞』昭和九年一〇月二七日。

(105) 「鹿沼新消防 今宮神社に集合 新編成宣誓式」『下野新聞』昭和九年一月一一日。

(106) 「県下で九ヶ町村「都市計画」指定 廿日内務省告示」『下野新聞』昭和九年四月二二日。

(107) 「大鹿沼都計 鹿沼と北押原の一部を編入の模様」『下野新聞』昭和九年八月二九日。

(108) 「大鹿沼町都市計画協議会 関係三ヶ村長と」『下野新聞』昭和九年二月二〇日。

(109) 「三ヶ村を併呑し大鹿沼建設 近く青年団総動員 計画基本の交通量調査」『下野新聞』昭和一〇年一月一〇日。

(110) 「大鹿沼建設の基本調査に着手」『下野新聞』昭和一〇年四月一七日。

(111) 「付近三村を併呑 大鹿沼市を計画」『下野新聞』昭和一〇年七月二七日。

(112) 「鹿沼町都計 答申案満場一致可決」『下野新聞』昭和一〇年七月三一日。

(113) 「大鹿沼への道路網！」『下野新聞』昭和一二年二月八日。

- (114) 「滞納に悩む鹿沼財政 町当局整理に大童」『下野新聞』昭和一〇年一月二十九日。
- (115) 「上都賀農民の惨況 冷水害により水稻苗代の立腐れ続出」『下野新聞』昭和一〇年六月一日。
- (116) 「凶作救済の運動 上都賀郡町村長会議 満場一致で陳情書決議」『下野新聞』昭和一〇年一〇月一七日。
- (117) 「鹿沼町農家二百六十戸 明年は飯米欠乏 政府米三百石 払下申請」『下野新聞』昭和一〇年一〇月二〇日。
- (118) 「飯米欠乏の脅威 総戸数の約七割 上都賀農家の惨況」『下野新聞』昭和一〇年一〇月二十九日。
- (119) 「鹿沼の初売り どうも不景気」『下野新聞』昭和一一年一月六日。
- (120) 「鹿沼助役決定 町長助役の減俸申出でや電灯料値下げ運動可決」『下野新聞』昭和一一年一月二四日。
- (121) 「電灯と電力料金値下げ運動の準備 政民一丸の鹿沼町」『下野新聞』一月三十一日。
- (122) 「電灯電力料引下げに鹿沼町委員選定 火保料値下げも運動」『下野新聞』昭和一一年五月三〇日。
- (123) 「依然たる回答に憤激する鹿沼町 断固、闘争を宣言」『下野新聞』昭和一一年六月二日。
- (124) 「全上都賀の蹶起に 鹿沼町疾風的工作」『下野新聞』昭和一一年六月三日。
- (125) 「対東電闘争各地 鹿沼は調印 愈々本格的」『下野新聞』昭和一一年六月二四日。
- (126) 「最後の手段として料金不払同盟へ 鹿沼町二段の構え」『下野新聞』昭和一一年六月二五日。
- (127) 「依頼状発送 鹿沼愈全町へ」『下野新聞』昭和一一年六月二六日。
- (128) 「連相、知事に陳情書 全町民の調印を取纏めて猪突猛進する鹿沼」『下野新聞』昭和一一年六月二七日。

- (129) 「鹿沼でも上京 併せて「保険引下」も」『下野新聞』昭和一一年七月三日。
- (130) 「鹿沼の凱歌 運動打切りを決定」『下野新聞』昭和一一年七月二二日。
- (131) 「火災保険料を鹿沼町で引下運動」『下野新聞』昭和一一年九月二一日。
- (132) 「鹿沼保険料値下 陳情書を作成」『下野新聞』昭和一一年九月二二日。
- (133) 「東電の料金値下げ いよいよ実施さる 半歳の努力で獲得」『下野新聞』昭和一一年二月一日。

『京浜歴科研年報』バックナンバー

『京浜歴科研年報』第一号

(一九九七年一月二六日発行)

〈特集 近代日本の町村事務〉

「吏員」の更迭・任免について

大正期の「選挙事務」

「衛生」について

「勸業」について

「兵事事務」と兵事法令

「財産」について

「統計制度」の成立について

「寺社」について

〈論 文〉

幕末政治と福沢諭吉

- 植山 淳
- 大湖賢一
- 内田修道
- 松田隆行
- 阪本宏児
- 伊東富昭
- 香川雄一
- 青山永久
- 奥田晴樹